

平成28年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成28年3月9日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記		
第 1		会議録署名議員の指名			
第 2	議案第 1 号	平成28年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括)		
第 3	議案第 2 号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計予算			
第 4	議案第 3 号	平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計予算			
第 5	議案第 4 号	平成28年度大竹市農業集落排水特別会計予算			
第 6	議案第 5 号	平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算			
第 7	議案第 6 号	平成28年度大竹市土地造成特別会計予算			
第 8	議案第 7 号	平成28年度大竹市介護保険特別会計予算			
第 9	議案第 8 号	平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算		予算特別委 設置・付託	
第10	議案第 9 号	平成28年度大竹市水道事業会計予算			
第11	議案第10号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計予算			
第12	議案第11号	平成27年度大竹市公共下水道事業会計予算	(原案可決)		
第13	議案第14号	大竹市職員の退職管理に関する条例の制定について			
第14	議案第15号	あたたかあたたか基金条例の制定について			
第15	議案第16号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整理について			
第16	議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について			
第17	議案第19号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について			
第18	議案第20号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について			
第19	議案第21号	大竹市ふるさと創生事業基金条例の一部改正について		総務文教 (原案可決)	
第20	議案第30号	大竹市火災予防条例の一部改正について			
第21	議案第31号	大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について			
第22	議案第32号	広島市と大竹市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について			
第23	議案第35号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について			
第24	議案第36号	平成27年度大竹市一般会計補正予算（第3号）			(原案可決)
第25	議案第33号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者			総務文教

		の指定について	(原案可決)		
第26	議案第17号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について	(原案可決)	— 生活環境	
第27	議案第22号	大竹市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について	(原案可決)		
第28	議案第23号	大竹市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について	(原案可決)		
第29	議案第24号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)		
第30	議案第25号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(原案可決)		
第31	議案第26号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)		
第32	議案第27号	大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)		
第33	議案第28号	大竹市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について	(原案可決)		
第34	議案第29号	大竹市水道条例の一部改正について	(原案可決)		
第35	議案第34号	大竹市弥栄周辺広場の指定管理者の指定について	(原案可決)		
第36	議案第37号	平成27年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)		
第37	議案第38号	平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)		
第38	平成27年陳情第4号	「高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センター」への支援に関する陳情	(採択)		— 生活環境
第39	平成28年陳情第1号	大竹駅東口広場整備事業の早期実施についての陳情	(不採択)		

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・継続)

○出席議員（15人）

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井渉	9番	藤井馨
10番	山崎年一	11番	日域究
12番	細川雅子	13番	寺岡公章
14番	原田博	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員（1人）

8番 網谷芳孝

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎			
副市	長	太田勲男			
教	育	長	大石泰		
総務	部	長	政岡修		
市民生活	部	長	青森浩		
健康福祉	部長兼福祉事務所	長	正木 治		
建設	部	長	大和伸明		
上下水道	局	長	平田安希雄		
消	防	長	西岡靖		
総務課	長併任選挙管理委員会事務局	長	米中和成		
企画	財政	課	長	吉岡和範	
産業振興	課	長併任農業委員会事務局	長	中川英也	
社会	健康	課	長	野島等	
福祉	課	長	吉原克彦		
保険	介護	課	長	佐伯隆文	
監	理	課	長	香川晶則	
土木	課	長	山本茂広		
都市	計画	課	長	下隠俊作	
上下水道	局	業務	課	長	重本隆男
上下水道	局	工務	課	長	古賀正則
総務	学事	課	長	野崎光弘	

○出席した事務局職員

議会	事務局	長	福重邦彦	
議	事	係	長	三浦暁雄

平成28年3月大竹市議会定例会（第1回）

一般質問及び総括質疑通告表

1

13番 寺岡 公章 議員

質問方式：一問一答

幼児期での基本的な生活習慣の定着について

小1プロブレムという言葉が使われ始めて約20年。

課題として捉え対策を講じておられるものの、いまだ現場のマンパワーに頼りきりで、制度による解決に至っていないという印象を持ちます。

この課題は今の子ども達が親や祖父母の世代となる30年60年先にも影響を与えると考えます。現時点で行政で直接できる事と、保護者に担っていただく事を整理して子ども達を導いていく仕組みを築いておく必要があります。

これを実現するための保育所や幼稚園での取り組みはもちろんですが、行政で妊産婦から3歳児健診まで準備してある母子保健事業にも注目しています。

福祉や教育の分野である保幼小の連携強化も目標として示しておられますが、その前の段階である各母子保健事業において、幼児期での基本的な生活習慣定着の啓発という目標をもっと鮮明に掲げる事はできませんか。

- ・学校生活に必要な基本的な生活習慣とはどんな事がありますか。
- ・県発行の「こども手帳」の活用は現在どうなっていますか。
- ・保健師さんが十分活躍できる環境は整っていますか。
- ・幼児期に発達障害に気づいた場合、専門的な知見でフォローできていますか。

2

2番 末 広 和 基 議員

質問方式：一括

地方自治体の行政組織を取り巻く環境が大きく変化する中、組織風土の変革を担うべき職員の方々への基本的な教育方針を伺います。

地方自治法改正履歴が表すように、ここ20年の大きな変革は地方行政組織に新しい時代を感じます。行政組織の風土特性を踏まえた上で、この変革期をチャンスとし、自律的かつ戦略的な組織行動が求められているのではないのでしょうか。限られた資源と時間の中で、複雑な課題の解決を要求されています。その担い手でありかつ財産である行政職員の、より一層の育成・教育を計画的で、経過を含めた長期的視点をもってお願いしたい。

統一的な基準による地方公会計制度の概要と、当市の取り組み状況をお伺いします。

1. 新公会計制度の導入（発生主義；複式簿記化等）・固定資産台帳整備・公共施設等総合管理計画の作成などの持つ意味、また、その取り組みの進捗状況を伺います。

2. それぞれの制度が、導入・作成のみならず、公共マネジメントに活用されるであろう時期の見通しと、そのために必要な職員教育の長期計画について伺います。

3

3番 賀 屋 幸 治 議員

質問方式：一問一答

中浜緑地の土地活用について

中浜緑地の整備経緯は三井東圧化学の時代に石炭法（石油コンビナート等災害防止法）により緩衝帯として防爆堤が築造されたが、三井東圧撤退後（昭和61年）30年が経過し、その役割の見直しを検討する時期が来ているのではないかと地域の活性化に向けた有効な土地活用が図れないか見解を伺う。

立戸2・3丁目JR沿いの道路整備について

旧国鉄時代に貨物列車の引込線用地であったJR沿いの土地は、現在公共下水道の汚水幹線が通っており管路敷として大竹市に譲渡されているが、汚水管の管理用道路として、また、交通量が多い玖波青木線の側道として道路整備することにより、自転車・歩行者の安全確保や沿線の土地活用と地域防災に資するものと思うが、見解を伺う。

4

14番 原田 博 議員

質問方式：一問一答

安定した行財政運営に向けて、大竹市平成28年度当初予算案の位置づけ、将来展望を問う。

1. 安定した行財政運営に向け、大竹市平成28年度当初予算案の位置づけ、新年度予算の総合戦略との関連性や、財政運営の将来展望について。

2. 国際競争を勝ち抜くため、大竹で生産活動を継続していくために、企業の後押しとして、重要な役割を担う大竹港について、船舶の大型化への対処、取扱量の増加など、さらなる、大型船舶の接岸可能な岸壁の新設、港湾施設用地の拡張などに向け、将来的な港湾機能強化に関する考えについて。

3. 学校施設耐震化100%を達成しようとしている状況下、地域性、特性を勘案した教育内容の充実・整備への対応・改革について。

また、財政状況が厳しい折、他施策との優先順位・バランスでの今後の教育費のあり方、方向性について。

5

10番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

学校給食の無料化で子どもたちがいっぱいのもちづくり

活力ある社会の実現に向けて、全国の自治体が人口減少・超高齢化社会の解消に取り組んでいます。本市も、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現に向けて、施策の展開が求められています。

大竹市議会は、平成22年12月議会で「小・中学校給食費無料化」の実施について、全会一致で採択しているところです。この決議から5年が経過しました。決議に対する市長のお考えなど問います。

給食費無料化は、社会の要請です。伸び盛りのおもちゃたちに、栄養価が高く安全で成長に必要な昼食を、経済状況にかかわらず提供できれば、情緒的な安定と心身の健全な発達をもたらすものと考えます。地方自治体が、児童福祉の目線からも取り組むことが必要と考えます。少子化対策としても欠かせません。市長のご見解を問います。

子ども医療費の完全無料化について

国や広島県に先駆けて、乳幼児等医療助成制度を拡充、中学生までに拡大され、所得制限を廃止されました。一方で、一部負担金制度が残されたことで、完全無料化が先送りされました。

何故、一部負担金を残されたのか。その一部負担金はどれくらいになると試算されていますか、また、三次市が医療費助成制度を高校生まで拡大されました。大竹市も高校生まで拡大すると、どれくらいの財源が必要と試算されますか。大竹市の「子育て支援」「定住促進」の視点から問います。

6

11番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

議会説明は正しく正確に偽りなく。そこで過去の検証を。

平成22年11月29日の議員全員協議会。議事録作成をしなかった時期ですが、その内容について検証します。それは第3回大願寺造成地公募売却失敗の議会説明の場でした。後で調査するとその募集期間中に募集要項の変更がされていますが、北地部長はそのことの説明はしていません。募集開始後に募集要項の変更をすることは特別なことで説明しないのは不自然です。市長決裁を得て変更したのが10月25日、唯一の応募申込みがその翌日。募集要項変更の目的は一体何だったのですか。

市営住宅LPG料金と、御園市営6号棟問題。違法でなければ全てOK？住みやすいまちづくりなくして、人口ビジョンは語れません。

公営住宅である市営住宅は、住宅困窮者に所得に応じた低廉な家賃で住居を提供するために国策で作られたものです。ところが、ガスの供給は市が最初に決めた業者に既得権があるかのように一度も変更されないばかりか、ガス料金のチェックもされず家賃よりも高いガス代を払っている人もいかならない状態です。都市ガスがないだけでも住みにくい町との印象を持つ人もあるくらいですが、市営住宅を題材に魅力あるまちづくりについて質問を致します。

7

7番 大 井 渉 議員

質問方式：一問一答

「後期基本計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、大竹を愛する人づくりと定住促進施策について問う。

以前、一般質問をした時に、市長から「第五次総合計画」は市民全員で作成したものだと言った。よく考えてみたら、議会で承認されたという意味かと理解した。新たに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートする。なぜ、旧大野町（廿日市市）に人口で追い越されたのか、なぜ子供人口が少ないのか。

行政が「大竹を愛する人づくり」をどのように行うのか、人口ビジョンでの定住促進施策は、いままでの継続でよいのかなどを問う。

地域コミュニティの拠点であった、小中学校5校が廃校になった。社会教育施設の再編も、総論・各論が提示された。具体論を問う。

地域行事や活動も、人口減少で少子高齢化や過疎化により寂れ行く地域が目立つ。

自助・共助・公助というが、自助、共助は限界に達した自治会（集落）がある。運営

も思うように出来ない現状である。コミュニケーションもどのように地域で図っていくのか、現状と今後の行政の役割について問う。

地域インフラである、街灯の設置や道路補修、公共交通などいま住んでいる人を大切にしなければならないと思う、具体的な計画と財源はあるのか問う。

8

8番 網谷 芳孝 議員

質問方式：一問一答

米軍再編問題に関わる岩国基地問題について

来年（平成29年）に迫りくる米軍再編問題に関し、神奈川県厚木基地より山口県岩国基地には艦載機59機の移駐が予定されておりますが、岩国基地には大変近い位置にあります本市にとりましては、騒音問題はもとより安心して安全な住環境をいかにして守るか、いろいろな問題が想定されますが、これからの取り組みについて伺います。

一般国道2号の越波対策事業（大竹市～廿日市市）について

この区間の海岸沿いには、近年の大型化した台風はもちろんのこと、普通規模の台風でもコースによっては、大変大きな高波・高潮が発生し襲来する地域にすっぽり入ります。今ある堤防では到底防ぎきれません。その都度一般国道2号の通行止めが繰り返されており、山側の道路は大渋滞が起これ、その車が本市玖波地区の7丁目・8丁目に迷い込み大混雑になります。

早急に堤防の改良工事が必要であると思われませんが、これからの取り組みについて伺います。

9

16番 山本 孝三 議員

質問方式：一問一答

大竹市財政状況・見通し、国の地方財政計画を伺う

○起債の減少に加え、市税、交付金等の一定の増加により財政運営はいくらか余裕が出始めたと言われるが向こう5年間の見通しはどうか。

○一方、平成28年度、国の地方財政計画は、より厳しい経費削減を求めている。

○今後の財政運営に当たり基本的対処方針について伺う。

貧困と格差が社会問題になっています。市の取り組みを伺う

○非正規職員の処遇改善

○こどもたちへの支援充実

介護保険制度の「改正」後の取り組みについて

○「改正」後の要支援1・2の認定者への対応

○給付・サービスの充実と施設拡充への取り組み

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問及び総括質疑通告表、一般質問及び総括質疑参考資料、議案審査報告書について、陳情審査報告書についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、北地範久議員、5番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第1号 平成28年度大竹市一般会計予算

議案第2号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第4号 平成28年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第5号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第6号 平成28年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第7号 平成28年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第8号 平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 平成28年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成28年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成28年度大竹市一般会計予算から日程第12、議案第11号平成28年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月2日の議事を継続いたします。

これより市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際、念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部から登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたします

ので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

13番、寺岡公章議員。

[13番 寺岡公章議員 登壇]

○13番（寺岡公章） 皆様おはようございます。13番、大竹新公会の寺岡でございます。このたびは、幼児期での基本的生活習慣の定着というテーマで質問させていただきます。

今回このテーマを考察していく上で、わがまちプランの基本構想及び基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョン、また、子ども・子育て支援事業計画、そして国の法令など、同時読みの格好になってしまいました。職員の皆さん方も施策の根拠が示されるものが多くあり、日々の行政運営でも大変な御苦勞をされているのではないかとお察しいたします。

なお、このたびの基本的生活習慣の定着という言葉は、わがまちプラン後期基本計画の施策、幼児期の教育から引用させていただいておりますこと、まずは確認しておきます。

さて、小1プロブレムという言葉が使われ始めて約20年。当時の子供たちが親世代になる時期が近づいています。この課題は、子供たちが今の自分と同じ年齢の子を持つ親や祖父母の世代となる30年、60年先に影響を及ぼすと考えています。これまで本市でもこの小1プロブレムを大きな課題として捉え対策を講じてこられました。教育委員会と福祉課が協力して、音頭を取って学校現場と保育現場による有機的な交流が図られるよう努めてこられたことは、確かに一定の成果を残しておられると好意的に受けとめております。

一方で、共有された子供たちの情報が最大限に活用されていない事例も散見しているようで、まだまだ現場のマンパワーに頼っている要素が多く制度による解決に至っていないという印象を持ちます。

教育基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、その他子供にかかわる法律の中で、くどいほど国及び地方公共団体は、教育委員会は、学校はなど公共に向けた条文が記されています。また、教育基本法にある教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んじるという学習者本人に向けた一節、同じく教育基本法や子ども・子育て支援法にある保護者はこの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身につけさせるという保護者に向けた一節、こういったものが目を引いております。これらは各種の法律からの引用でございます。

ここで、このたびの質問の核を最も掘り下げている本市の子ども・子育て支援事業計画に目を向けてみます。率直なところ、よくまとめてあるなと感心しているところがございます。特に後段部分に頻出する今後の方向性、これは成果へのプロセスもよくあらわしておられ、後期基本計画と並べて拝見すると、これから大竹市が歩もうとしておられる子ども・子育て支援策が実によく伝わってまいります。

市の発行ということで、行政が直接的に実施するものを中心にしておられるのは理解できますが、心配なのは行政の頑張りだけで育てたい子供像への実現にはなかなか至らないのではないかと感じるところです。先ほど例として挙げさせていただいた各種法律、公共、保護者、学習者本人がそれぞれ担うことが分けられています。市でも同じように、行政が

直接できることと保護者に担っていただくことを整理して仕組みを整えることが学習者たる子供たちを育てたい子供像に導く近道なのではないかと考えます。

わがまちプランの後期基本計画では、前期基本計画と異なって市民が担うことという直接的な表現そのものはなくなり、推進力と前提条件にどうかかわるかという表現に変わっています。要は新旧どちらも行政提供型から市が目指しておられる市民協働型への展開をあらわしていると理解しています。それを目指すためには、保護者の皆さんに担っていただくことが何で、それをどう伝えていくかを考えなければなりません。

小1プロブレムは、就学直後の教育の場を揺るがし子供たちの学習機会を奪います。これを解決するために、目標としておられる保幼小の連携強化については、まずは大いに賛同しますし、教育・福祉それぞれの立場を越えて力を合わせながら取り組んでおられること心から応援したいと思います。

次に、子育てに関する講座やサロン、支援センターにお越しになる時間や環境が許されてる方々、そういった方々は、その機会を通じて家庭教育に関する理解を深め、保幼小という集団生活に対して家庭で子供たちに身につけさせるべきことを学べる比較的協働に近づきつつある方々です。ここまでは、行政が市民・保護者に直接アプローチできることと見て構わないと考えます。

では、講座やサロン、支援センターに係るまた時間や環境が許されていない母子に対してはどうするのか。私は、保健分野で妊産婦から3歳児健診まで準備してある母子保健事業にも小1プロブレムを起こさせないための力があるのではないかと注目いたしました。

まず乳児のいる全家庭を保健師さん、助産師さんまた民生委員さんが訪問するこんにちは赤ちゃん訪問事業、これの最大の特徴は、家庭という私のテリトリーの中に公が入っていけるということであると見ています。これによく似ていた全児童生徒の家庭が対象である学校の家庭訪問は、現在、時代の流れの中で先生方が玄関先までしか入っていけなくなっております。子育て世帯の懐に公が入ることを許されているのは、この事業しか残されていないのではないのでしょうか。

また、4カ月児、1歳6カ月児、3歳児の各健診の受診率は95%から97%となっております。保健センターのない大竹市で、市役所会議室という特異な環境の中で担当の皆さん方には準備や片づけなどで随分と御苦勞をおかけしておりますが、これらの事業が高受診率であるということは、それだけ保護者との接点を持てる事業であるということです。既に育児相談や絵本でハートフル事業など一工夫も二工夫もしておられますけども、この健診そのものを家庭の教育力の素地を培うものとして捉えることができれば、それ以降の幼児期・児童期での育児に対する親の自信と責任に効果的に結びついていくのではないかと考えます。

それでは質問に入ります。

各事業とも主たる目的が母子の健康・保健であることは重々承知しております。その上で、さきに例として挙げたような実施率・受診率の高い母子保健事業において、幼児期での基本的生活習慣定着の啓発という目標を今以上もっと鮮明に掲げることはできませんか。

次に、確認の意味で細かい点を幾つかお尋ねいたします。

まず、どういう状況であれば、落ちついた教育環境の中で子供たちが教育を受けることができるか。学校生活に必要な基本的な生活習慣とは、どんなことがあるか、どんなものがあるか確認させていただきます。

次に通告時点では調査不足で大変失礼いたしました。通告ヒアリングでこども手帳と伝えておりましたけれども、以前の記録を読み返したところ、家庭教育手帳の間違いでございましたので、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

改めまして、以前県が発行した家庭教育手帳の活用は、現在どうなっていますか。違うタイトルを申し上げておりましたので、調べることができなかつたのであれば、答弁は結構でございます。どうぞよろしくお願ひします。

次に先ほど申し上げました各種母子保健事業、これの現場で事実上、御活躍いただいているのは主には保健師の皆さんだと思います。いろいろ注文をつけさせていただき以上、保健師さんのお仕事をされる環境も知っておかなければなりません。現時点で保健師さんが十分に御活躍される環境は整っているでしょうか。

最後に、家庭以外で子供たちが発達障害の疑いを感じられた場合、どのような仕組みで保護者を含めフォローの体制が築かれていくのかお尋ねをします。

細かな点も合わせまして以上5点、壇上での質問を終わります。御答弁どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 目的達成のため複数の機関や場所の協力が不可欠な課題をどのように捉え解決に向けた努力をしていくか、今後ますます重要になるであろう連携の視点からの御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えいたします。

2点目の学校生活における基本的な生活習慣及び5点目のうち学校で発達障害に気づいた場合のフォローについては、後ほど教育長からお答えいたします。

1点目の子供の基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みについての本市の現状を御説明します。

まず妊娠期から3歳児健診までの母子保健に関する取り組みについてでございます。現在、妊娠届の受付窓口を社会健康課に一元化し、保健師が面接して妊婦の健康状態を確認するとともに、妊娠・出産にかかわる情報提供を行っております。妊娠の届け出があった場合、妊婦に対しては母子健康手帳を交付し、また初めて父親になる方を対象に父子手帳を交付しております。それぞれの手帳には、妊娠期から6歳までの子供の発達の過程やその時期における母親や父親向けの子育てに関する記載があり、その活用についての説明もしております。

出生後におきましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業として生後1、2カ月ごろに保健師または助産師が、生後3カ月目に民生委員・児童委員が各家庭を訪問しております。訪問の中で、子供の発達・発育状況や保護者の育児状況を確認し、育児の不安や悩みに対応しております。また、それ以降に実施する乳幼児健診では医師による診察や保健師等によ

る健康相談などの個別相談以外に、離乳食の進め方についての説明や歯磨き習慣の説明とブラッシング指導など各時期に応じて保護者に知っておいてほしい事項を取り上げ集団指導を実施しております。

現在、妊娠届をされた方全員に母子健康手帳を交付しており、また、こんにちは赤ちゃん訪問事業と乳幼児健診の実施率は、ともに90から96%と高く、これらの母子保健事業は行政から保護者への啓発の機会として有効に実施できていると考えています。今後もこれらの機会を活用して子供の成長と、その先を見据えた基本的な生活習慣の定着へ向け啓発をしてまいります。

次に3点目のこども手帳の活用状況についてでございます。

これは文部科学省が発行しております家庭教育手帳のことと思われませんが、現在、活用しておりません。乳幼児期から中学生にかけての子育ての助けとなる冊子ですので、今後の活用について検討していきたいと考えております。

次に4点目の保健師が十分活躍できる環境についてでございます。

現在、母子保健業務を担当している保健師は5名で、地区担当制をとって個々の相談に対応しております。また、精神保健や予防接種などの業務も兼務しております。母子保健業務に関しましては、最近子供の発育だけではなく、母親のメンタルヘルスや家庭環境の問題等で関係機関の調整を含め、個々の対応にかなりの時間を要するケースがふえております。今後もこのような傾向はますますふえると考えられるため、保健師の機能が十分発揮できるよう体制を整え、丁寧な保健指導の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に5点目の発達のおくれなどが心配される子供への対応についてでございます。

1歳6カ月児健診や3歳児健診では、言葉が話さない子供や多動傾向のある子供の家庭での様子を伺い、また保護者の苦しい思いや戸惑いなどを聞き、その後のフォローなどを検討し保護者にお知らせしています。健診の事後相談としては、すくすくのびのび相談を2カ月に1回開催しており、心理士が精神発達面を確認して家庭での対応方法や見通しを保護者に伝えています。集団での指導が必要と判断された場合には、1歳6カ月健診のフォロー教室であるたんぼぼ教室への参加を勧め、本格的な療育が必要だと判断された場合は専門機関を紹介しています。なお、保護者がもう少し家で様子が見たいと言われる場合は、期間を区切って保健師が経過を確認するなど個々に応じた対応をしております。また、家庭児童相談員を中心に乳幼児期から学齢期までの間、発達障害と思われる子供の保護者に対する相談対応や、親を支援するプログラムであるペアレントトレーニングを実施しており、一人一人の子供が持つ可能性を最大限に引き出せるよう心がけています。

地域自立支援協議会発達障害部会においては、関係者や関係機関とともに地域課題についての検討や、地域で発達障害者への理解を深めることなどについて啓発活動を行っています。今後も健診や保育所・小中学校等での気づきに関係課で共有し、連携して丁寧に対応することで子供の健やかな成長を促したいと考えております。

以上、寺岡議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは寺岡議員の御質問についてお答えいたします。

まず学校生活における基本的な生活習慣についてでございます。

基本的な生活習慣は、発達段階に応じて求められる内容が異なりますが、社会的な自立や自己実現のために身につけなければならないものであります。幼児期の段階では、排せつや食事の習慣、衣服の着脱や片づけなど、自分のことは自分でできるようになるための生活習慣を身につけていくことが必要です。小学校段階では、幼児期に身につけた生活習慣を基礎として、集団生活を送る上での必要なことを身につけることが求められています。例えば時間を守ること、あいさつや返事をする、相手に対する言葉遣い、物を大切にすることや整理整頓、そして学校の決まりを守るなどが挙げられます。児童がこうした基本的な生活習慣を身につけていくためには、保幼小で発達の段階に沿った具体的な指導の基準を持ち、足並みをそろえて指導を展開していくことが必要であると考えます。また、それと同時に家庭教育の視点から保護者へもしっかりと啓発し、保育所・幼稚園や学校と家庭と一緒に進めていくことが大切であると考えます。

次に学校で発達障害に気づいたときのフォローについてでございます。

聞こえているが指示が伝わっていない、順序よく話すことが難しい、周囲のちょっとしたことに気をとられやすい、席を離れるなど落ちつきがない、こういった問題が継続する場合、本人の努力や指導の問題ではなく発達障害の可能性が考えられます。学校では、教職員が児童生徒一人一人の動きに気を配り、学級内でこうした状況が見られたときには特別支援教育コーディネーターを中心とした校内組織体制を整えながら、児童生徒の実態把握に努めるとともに、保護者や関係機関との連携を行っております。教育委員会としましては、対象児童生徒や当該学級が落ちついて学習に取り組めるように、学級支援員を配置したりこども相談室での相談体制を充実させたりするなど学校への支援を行っているところでございます。また、必要が認められるときには、スクールカウンセラーや福祉機関・医療機関などの関係機関と連携し、専門的な立場からの助言を得ながら適切な対応を行っています。今後も一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送れるように保護者や関係機関との連携を深め、個々の児童生徒の実態に合った支援を丁寧に行い一人一人の持っている力を一層伸ばしていくよう努めてまいります。

以上で寺岡議員の答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 御答弁どうもありがとうございます。まず教育委員会のほうからの御答弁につきまして、ありがとうございます。教育長のほうから、保幼小の連携の大切さというものを繰り返しお話をいただいたように思います。やはり市民から行政を任せられている皆さん方にとりまして、縦割りが関係ない部分というのは多くあるかなというふうに思いますので、ぜひ教育長にはその心意気で市の福祉の部門とも協力を引き続いてやっていただきたいというふうに思います。

市長さんも御答弁どうもありがとうございます。保健師さんまた助産師さんがいろいろな御活躍をされていることを御理解いただいていると思います。一番やはり気になるのが

御答弁の中にありました保健師さん現在5名ということで、子供たちに注目していく市政運営また施策等、いろいろな戦略にしても計画にしても挙げられてきております。その一番最初の時点である保健師さん5名という人数が、私申しわけない、実際に保健師さんについて回ったということがありませんので、大体年間200名前後、児童が新しい子が産まれているかな、ここ10年程度はですね。そのような印象を持っています。12歳ぐらいまで1,200人でこのたびの子ども・子育て支援法の規定では、18歳の誕生日を迎えた次の3月までが子供という範疇となっております。児童福祉法も18歳までだったというふうに思います。とすると単純に計算して3,600人、200人ずつとすると。もちろん高校生ぐらいになれば自立されて各御家庭で切り盛りされてるということも、もちろん加味されますが、この5名の実態が現在どのように、お仕事を疑っているわけじゃないんですが、負担が大き過ぎないかというところで心配いたします。要は1人ないし2人なりふやせる範囲でふやせないかといった提案でございますけど、そのあたり見解をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから一番最初の質問で、保健の分野での教育的要素、家庭教育の醸成、そういった要素についての質問について、これから検討していただくということですが、現実問題そういった保健師の皆さん方、助産師の皆さん方に保護者の皆様方と直接相対してそういった指導、保育所入るまでにこれを身につけさせましょうね、小学校入るまでは、これは必要ですよ、そういったことをお話できる環境であるのかどうか、それをちょっと確認をさせてください。しっかりと一人一人の保護者さんの各御家庭の顔を見たそういった保健活動ができていいのかということを伺います。その素地がないと幾ら私がここで家庭教育をと家庭の育児力をというふうに申し上げましても、なかなか難しいかなと思っておりますので、それをお願いします。

ひいては、その材料として使えるものが家庭教育手帳でかつてはあったかなというふう感じております。要はいろいろなマニュアルや書き物などを見ても、市全体で一体化した精神的な支柱、軸というものがなくなかなか保幼小そして乳児、それも含めた一体的なアプローチというのは難しいかなというふうに思っております。共通の教材、共通の理念、そういったものが部署を乗り越える場合には必要になってくるかなと感じておりますので、家庭教育手帳に限らないんですけども、そういった教育委員会、市の執行部の枠を飛び越えた理念、これについてどのようにお考えか、このあたりちょっと改めて聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 社会健康課長。

○社会健康課長（野島 等） 議員御質問いただきましたように、保健師のほうの体制をふやせないかということでございます。先ほどの市長の答弁にもございましたように、年々業務はふえております。また、妊娠期から出産を経て子育ての切れ目ない支援を行うということが国のほうからも求められております。私どももそういった体制を、人員を含めましてどういった体制で、そういった今後の業務量の増加に対応できるか、今後とも検討していきたいと考えております。

また、もう1点の顔が見える支援ができるかということでございますが、先ほど申しま

したように、こんにちは赤ちゃん事業あるいは健診等、大体95とか97%ぐらいの方を訪問したり健診で見ております。残りの方はどうかと申しますと、フォローとしましてやはり連絡をとったり家庭を訪問したりしまして、ほぼ100%に近いものになるように対応を保健師・助産師がしております。こういったことも、今後も引き続いて行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 子ども・子育て新制度が今年の4月に施行されております。新制度となりましたのは、少子化の進行とか家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して子供、保護者に必要な支援を行って子供の健やかな成長できる社会を実現するという事となっております。本制度につきましては、基本的には社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指すということで幅広くなっております。ただ、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、保護者が第一義的な責任を有するんだということをおまかせに置いてそういうことを進めていくと。国のほうにおきましては厚生労働省あるいは文部科学省、内閣府というところが中心となっております。

本市におきましても健康福祉部、それと教育委員会が中心的な役割を果たすんだらうと思っておりますけれども、そういう中でそれぞれの役割分担もございまして、連携できることを強くして、そういうふうな1つの問題についての課題がそれぞれの部署で対応できるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） 平成22年度に配付されました家庭教育手帳の活用についてお答えしたいと思います。

この手帳につきましては、幼児期から中学生にかけての手帳だったというふうに思いますが、小中学生については学校を通じて保護者のほうに配付されて、それ以降配付がなくて必要に応じてホームページからダウンロードして活用するという事になっております。

ただ、せっかくいい資料がありますので、例えば参観懇談の後の懇談会に家庭教育の参考資料にして保護者に配ったりとか、あるいはPTAの研修会で保護者全体に配付して啓発活動に使ったりというふうな活用方法が考えられるのではないかなと考えております。とはいっても、幼児期から中学生までということで、幅広い年代にわたっての手帳だというふうに思っているんですけども、子供を育てる親の悩みということについて言えば共通の悩みとか課題とかあるかと思っておりますので、小学校、中学校だからとか幼児だからとか区別することなく、子を持つ保護者に対する啓発ということで、先ほど連携という言葉がありましたけれども、連携とりながらこの手帳の活用も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 済みません。ちょっと質問がわかりにくかったと思います。大変失礼いたしました。ただ、それにしっかり皆さんお答えいただいて感謝いたします。

まず改めて伺いたいのが先ほどの健康福祉部長の御答弁で、要は国で言えば内閣府、文科省、厚労省で、それぞれ縦割は違うけれども連携していると。本市としても教育委員会と福祉その他で連携していきたいというお話を伺いました。

今回の軸となる子ども・子育て支援事業計画、先ほどもいい評価をさせていただいたんですけども、これについて、要はつい最近まで家庭教育というジャンルは生涯学習課だったと思います。実際、今もそうだと思います。この中で、もしくは後期基本計画の中では、家庭教育を内包する家庭の育児力、こちらでは生涯学習課の色合いが薄くて福祉課が中心になっていると、そういう様子です。結局、子ども・子育て支援事業の政策面、事業その一つ一つじゃなくて全体の政策面をつかさどる市の部署はどこになるのか、これはちょっと確認しておきたいと思います。

要は、私がこの子育て施策について総合的なことについてお尋ねに行くこと、もしくは意見を伝えるに行く場面、どこの部署にお訪ねすれば建設的な意見交換が進んでいくのか。総合的な意味です。1つの事業はどこに行けばいいのかわかります。全部書いてありますので、そちらの担当部署のほうに行かせていただければというふうに思うんですが、家庭教育ということも家庭の育児力の一部に入るとしますので、その辺の組織的なところをちょっと教えていただきたいというふうに思いますので、お願いします。

もう1つ、教育委員会の総務学事課長さんのほうからお話いただいた家庭教育手帳、よく調べていただいたと思います。この子ども・子育て支援事業計画の後段部分、課題のまとめであったり計画の方向性、こういった思いでこの計画をまとめましたというもの、これが当時の家庭教育手帳には漫画形式で保護者の皆さん方、市民の皆さん方に実にわかりやすく伝わっていたかなと、そういうふう感じて、このたび10年ぶりにその家庭教育手帳という単語を使わせていただいたんですけども、そういった保護者の皆さん方が市の心意気、計画が伝わるような媒体を手帳そのものが今残っているかどうかわかりませんが、今の時代スマホを使ったサイトにつながっていくとか、そういった工夫もあると思いますけども、そのあたり何か御紹介できるものはないでしょうか。

済みませんが、2点お願いします。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 子ども・子育て支援事業計画につきましては、基本的にはその所管するところは福祉課でございます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、各分野において幅広くございます。ですから大きく主要な部署と申しますと、計画全体取りまとめるという形になりますのは福祉課のほうにおいて計画を取りまとめをいたします。その前提となりますのは、今回の議会にも条例案として出させていただいた子ども・子育て会議というものに諮りながら、それを受けてのまとめ上げあるいは検証という形になるかというふうに思います。主要な部署といたしましては、健康福祉部の社会健康課、教育委員会の生涯学習課、総務学事課というところが中心になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） 家庭教育手帳以外の資料は、ほかにないかというふうな御質問だったと思うんですけども、ちょっと具体的にこんな資料がありますというのを今すぐお答えすることができないんですけども、この家庭教育手帳の内容を確認する上で、やはり子供の基本的な生活習慣、親としてどんなところに気をつければいいのかということが例としてたくさん掲載されております。ほんとにいい資料がありますので、これを先ほども申しましたように学校のほうで言えば保護者の啓発活動として活用していきたいし、学校がこの存在を知っているかどうかというあたりから確認しながら、こんないい資料がありますよということでお伝えして、保護者の子育ての参考にしていきたいなというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。連携する中で、それぞれの部署の役割というものがまた明らかになってくると思いますし、逆に連携することで一つ一つの部署の動きがゆっくりになってしまうと、そういうふうな懸念もあるというふうに思います。この後2番目の一般質問では、次の末広議員さんが市の組織について触れられるというふうに思います。そういったことも踏まえて、これからの大竹市行政の組織のあり方、そういったものもまたさらに注目していきたいかなというふうに思いますし、職員さん一人一人のお仕事のあり方なども注目したいというふうに思います。

最後になりますけれども、やはり私は壇上でもお話しさせていただいたように保健師さんに期待するところを大きく持っております。行政が組織として何ぼああがいい、こうがいいというふうに言っても、心が通じた信頼関係のある保健師さんと保護者のちょっとした一言のやりとりが保護者の皆さん方の心を動かしていくかなというふうに思います。心を開いてくださるヒントは、人と人のつながり、大竹市で活躍してくださっている保健師さん、ますます輝いていただきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） 2番、大竹新公会の末広和基と申します。初めてこの壇に立ちまして大変な緊張感を覚えております。昨年の9月に議席をいただきまして半年を経過いたしました。日々その責任の重さを実感しながら学習に努めております。初めての質問に当たり大変緊張しております。この緊張感を将来とも忘れることなく、今後も会議規則第5章を最大限尊重する旨をお誓いして質問に入らせていただきます。

お願いする質問は2つのテーマです。変革期を迎えている地方自治体の人材育成の計画についてです。2つ目は新しく制度がスタートしつつあります新公会計制度の意味についてです。

本題の前に事前資料配付について説明させていただきます。この資料配付行為は議会事務局に依頼し、内容を含め議長の許可をいただいたものです。初めにお伝えしておきます。

それでは本題に入ります。就任後、まず議会事務局からいただきました大竹市例規集第

2類第1章議会についてというバインダー1冊の資料をいただきました。学びの教本として議会事務局よりいただきました。議会人としての基本を学ぶ資料でした。その例規集の全体像をざっと見渡しますと、第1類通規第1章市政から始まり第16類一部事務組合にまたがる約3,000ページにも及ぶ膨大な条例規則集でした。市制60周年に至るまで行政組織の歴史を担われた方々の積み重ねを感じます。その条例も幾度となく改正され、今に至っていました。改正理由の中で、その上位法の1つである地方自治法に考察範囲を広げてみました。その改正回数を集計した結果が先ほど御説明させていただきました事前配付のグラフです。

ここで地方自治法なるものの一部を読み上げたいと思います。「地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第1条、この法律は地方自治の本旨に基づいて地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、あわせて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」とあります。この法律の成立以来、68年間の改正回数をさかのぼってカウントしてみました。5年ごとにまとめた回数で表現したグラフをお手元に配付させていただいております。

お気づきのとおり、過去20年間の改正回数が大変多くなっております。したがって、初めにお話した大竹市例規集も当然改正されております。地方自治に影響のある法律は、この行政組織の仕組みに関係するもののみならず、福祉、教育、産業、土木建築、上下水道等具体的な地方自治の事業運営に直結したもものから行政組織構成員である公務員の皆様に関連するものまで多くのものがありました。これらの改正回数は正確にカウントしておりませんが、直近5年間だけでも100件以上に及ぶようです。このようにルール変更を伴いながらふえ続けてきた業務も適切に処理してこられた職員の皆様の御苦勞、また御指導に当たられた管理職の皆様に対して敬意を表します。成長を遂げられた皆様が市長がいつも表現される「我がまちの大きな財産は人です」にもつながるのでしょうか。しかし、地方自治改革はまだスタートしたばかりです。

質問に入らせていただきます。これからの組織改革をなし遂げ、我がまち大竹の未来を託すべき人材の育成について基本的なお考えとその仕組みについて伺います。

2つ目のテーマの質問に入らせていただきます。もう1つの制度改革についてです。

大竹市では、平成17年度より行政組織の成績表である財務諸表類を作成、公開しております。これらは総務省のいう簡便式の財務諸表であり、現在も運用されている会計制度のもとでは地方自治体の行政組織を評価し活用するまでに至っておりません。どうしても一部制度上、正確さに欠ける点があるようにお聞きしております。恐らく大変な御苦勞がなければ作成できなかった資料のはずです。そのような中、昨年1月に総務省より発表された統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成27年1月23日）により多くの制度改革の中で本丸とも言える新公会計制度が打ち出されました。

これより質問を述べます。1番、新公会計制度の導入（発生主義、複式簿記化など）、固定資産台帳整備、公共施設等総合管理計画などの作成の持つ意味またその取り組みの進捗状況を伺います。

2つ目として、それぞれの制度が導入、作成のみならず公共マネジメントに活用されるであろう時期の見通しと、そのために必要な職員の皆様の教育についての長期計画を伺いたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 過去、行政におきましては、ガバメントいわゆる統治の視点が重視されてきました。今、マネジメント、経営の強化が注目されています。その強化につきまして自治体における基礎となる御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは末広議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の環境が大きく変化する中での職員の研修方法などの御質問にお答えいたします。平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行されたことにより中央集権型の行政システムの中核的部分を形づくってきた機関委任事務制度が廃止され、自治事務と法定受託事務という新たな事務の区分に整理されました。これに伴い機関委任事務制度もとの地方に対する国による包括的な指揮監督権は廃止され、国と地方が対等・協力の関係に変わりました。地方分権一括法の施行により地方が国からの一律の指示どおりに事務事業を実施するのではなく、地方自治体の職員がそれぞれの自治体の実情をみずから判断し、自主的にその解決策を考えていかなければならず、おのずと職員の意識改革が求められることとなりました。

価値観が多様化し複雑化し続ける社会への対応を求められる自治体職員ですが、一方で、支えられる人口が支える人口よりもふえ続けるという少子化・高齢化が進行する社会情勢も考える必要がございます。人件費の持つ将来にわたり負担が続くという性格を考えると、これまで努力を重ね減らしてきた職員数を再びふやし続けていくことは大変難しく、結果、自然と職員一人一人に求められるものが大きくなっている。これが末広議員御指摘の実態であろうと思います。地方分権社会への対応のため、行政組織のあり方を変える中で職員のやる気を引き出し、一人一人がレベルアップを図りながら最小の経費で最大の効果を上げるという公務員に課せられた使命を果たすためにも、行財政改革の実施計画を策定し実施しているところでございます。従前からの行政サービスの効率化と簡素化による手法だけに頼ることなく、限られた人材・財源を有効に使い持続可能な行政を実現することによって総合計画を確実に実施していくという目的で基本方針を定め取り組みを展開しています。

職員のやる気を引き出す仕組みの具体例として、平成25年度から職場内でのミーティングの定例化や目標を設定した上で取り組み成果を確認する取り組みを行ってきております。これは組織で考え組織で対応できる職場の基礎となる職場内のコミュニケーションを円滑にする手法の1つとして実施しているものでございます。また、行財政改革とは別に、厳しい時代を乗り切るために平成17年4月には大竹市人材育成基本方針を策定し、職員の能力向上に取り組んでいるところでございます。人材育成基本方針に掲げられた求められる職員像を目指し、各種研修を受講し複雑化する担当業務に対応できる技能を習得している

ところですが、職員一人一人が実務において目標を立て、その達成に向けて努力すること、あるいは困難な業務に挑戦するなどの業務連動型の研修を充実させることも個々の実力を高めていくことに大いに効果があると考えております。

さらに、このたびの地方公務員法の改正により来年度から人事評価制度を導入することとなりました。今年度はよりよい制度になるよう導入に先立ち試行しているところでございます。制度の導入に当たっては、顕在化した能力を評価する能力評価とあわせて、目標管理による業績評価に取り組むこととしています。業績評価は、各所属で立てた年度ごとの組織目標に向けて各職員が達成するために、自分の担当する業務の範囲内で自主的に目標を立て、それを実行し組織目標の達成につなげていく仕組みでございます。個人の目標を立てる際、また目標の達成度の確認においても上司との面談の中で行ってまいります。一人一人の職員が自分の目標の達成に向かって努力することで組織の目標が達成され、最終的には市民サービスの向上につながることを期待しております。また、やってきたことや、やりがいを職員が実感できる仕組みであると考えております。

また、この業績評価の取り組みはこれから本格的にスタートしますが、数年の間は職員にも戸惑いが生じることが予想されます。しかし、人事評価制度の本来の目的は、職員個々の能力を高め将来の大竹市を担う人材を育成することです。改善を重ねながら継続的に実施する中で制度の成熟度も増し、必ずや職員の能力向上につながるものと考えております。実効性のある仕組みとするために必要な研修プログラム等の策定についても研究していきたいと考えています。

次に2点目の新公会計制度の状況と本市の取り組みについてでございます。

昨年1月、総務大臣より平成29年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による公会計の作成、予算編成等への活用の要請がありました。この要請を受け本市においても今年度から公会計整備の前提となる固定資産台帳の整備に取り組んでいるところでございます。

平成27年度は、担当職員へ研修会、評価基準の作成などを行い平成28年11月末をめどに固定資産台帳の整備を目指しております。これまでもバランスシートなどの財務書類を作成してきましたが、固定資産台帳を整備することにより、より正確な資産等のストック情報が見える化されることとなります。このストック情報をもとに将来持つべき資産の総量を定めた公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定する予定でございます。

ただ、これらを整備しても、これまでの官庁会計いわゆる単式簿記でなくなり、完全に複式簿記に移行するわけではなく当面は現在の会計制度を維持していく中で財務状況の説明を補完する資料の1つに位置づけられるものと考えています。

現在の地方財政においては、国の各施策の誘導策として地方債制度が利用されている部分や県営事業負担金や公共的団体への資産形成のための補助金など資産計上されない借入金もあるため、まだまだ今回の統一的な公会計自体も完成形ではないと考えております。しかしながら、今回の公会計への取り組みを契機に複式簿記に余りなれていない自治体職員のコスト意識の向上にはつながるものと考えております。財務書類を作成して終わりではなく、今後は予算編成や政策評価等にも活用していく必要があります。そのためには財

務部門の人材を先行して育成することが不可欠であると思っております。

今後、国の財政はより一層深刻になる状況でございます。もう間近に地方財政にもしわ寄せが来る時代が迫っているように感じております。今できるうちに資産の洗い出しを行い、持たなくてよい資産は持たないという判断をし、必要なインフラは今後も維持できるよう計画性を持った整備を行うなど全体を見ながらバランスのとれた財政運営に努めてまいります。

以上で末広議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 丁寧な御回答ありがとうございました。これからの時代に向けた制度導入にも大変多くのエネルギーが必要と感じさせていただきました。執行部の皆様のこれからの指導力に期待をいたしたいと思えます。

引き続きで恐縮ですが、人事評価制度について少し中身に入らせていただきたいと思いますが、1つ目として従来の勤務評定という制度と人事評価の違い、ここを端的に表現いただければありがたいと思えます。

2番目として人事評価の評価基準を明示することで求められる職員像が表現されてくるものだと思います。その1面で結構ですので例を挙げて説明いただければありがたい。

3番目として人事評価の成功は評価者の力量次第だと思います。第二評価者も含め、どのようにマネジメント力の醸成を図られますか。評価者研修の具体的な内容を教えてください。

2つ目のテーマの新公会計についてですが、私ごとで恐縮ですが私は長年小さな町工場を経営しておりました。民間企業の会計システムは新公会計制度と同じものを長年使用してきております。民間では当たり前の固定資産台帳が市役所にはない、このことを知ったときに大変ショックを受けました。市議会議員に就任するまで、少し表現は失礼ではございますが俗に言うお役所にはコスト意識がない。憤慨しておりました。でもそれは私の間違いだった。行政コストで一番大きいのは、道路や下水道設備や学校などの固定資産です。その金額を表現する台帳管理がなかったわけですから、コスト意識が芽生えるはずがない。利益を目的とした民間企業とは違って行政組織の目的は、まず公平や公正であることを知りました。加えて私たち市民にとって一番身近に法律を扱う組織であることも先ほど述べさせていただきました。法律をもって社会的正義を体現することが利益よりも優先するわけです。コストではつかみ切れない目標の達成が使命とされてきた組織だということを知りました。

その行政組織にとって、従来の公会計に加え新たに導入される仕組みは新しい風を吹き込むと思えます。その風は、職員の皆様にとっては冬のすき間風のようなものかもしれません。逆に蒸し暑い夏のエアコンの涼しい風かもしれません。100年以上も続いた会計制度によって営まれてきた行政組織です。仕組みを少し変えたからといって、あるべきコスト意識が全ての職員の皆さんにすぐに芽生えることは無理だと思います。また、急ぎ過ぎるのは逆効果でしょう。御説明にあったように補完的な取り組みであるべきとも思えます。しかし、社会の情勢はゆっくりしている場合ではないこともまた現実です。行政の本質的

な役割、責任にも悪影響を及ぼすことなく、トータルの行政コストを低減するために大変御苦勞なされたことは地方自治法の改定回数からも容易に推測できます。何度も申し上げますが、大変な20年間であったと思います。

最後になりますが、新公会計の質問を1つだけ申し述べます。

この20年間乗り切られた今をチャンスとして人事評価と公会計制度を組み合わせ、結びつけて人材育成に生かせないでしょうか。お考えをよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（米中和成） それでは人事評価制度につきまして総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目のこれまでの評価の制度とどう違うのかという御質問でございました。これまでは、上司から部下への評価が一方的に行われるということで評価結果が部下に開示されるということはございませんでした。部下としてはなぜ自分がこの評価なのか、あるいは納得できないという場面もあったんじゃないかと思います。人材育成の面からも決して望ましい方法とは言えなかったんじゃないかというふうに思います。もっと言えば、どんな評価制度で自分が評価されてるのかわからなかったということが問題であったんじゃないかなというふうに思います。

今回の新たな人事評価制度では、部下の自己申告を基点に上司と部下の面談を経て、最終的には評価結果が上司から部下に戻されるという双方向の流れを持つ透明性のある制度というふうに言えると思います。このため部下としては自分が補うべき能力、あるいはさらに伸ばすべき能力が客観的に自覚できることとなり、自発的な人材育成、職員がプロの行政マンになろうとするそういう意識を醸成させる制度となるんじゃないかというふうに思っております。

2点目の人材育成基本方針との絡みでございます。今申し上げました人事評価制度のことですが、人事評価制度の役割について考えるときに、1つは地方公務員法の中で組織構成員の現状を知って評価して、これを次の人事管理につなげていこうというふうに規定されております。もう1つ考えるのは、組織構成員の行動を変えるということもあるんだと思います。まさに議員がおっしゃった組織風土の変革ですか、ここにつながるものかなというふうに思います。人事評価制度の目的が人材を育成して最終目的である住民サービスの向上というものにつなげるということを考えると、組織構成員である職員の行動を変えるということこそですね、重要なんじゃないかなというふうに考えております。

そのために、どういった職員になったらいいのかなという行動規範ですね、それを示して期待する人材像を人材育成基本方針あるいは評価の基準で示して、このように行動すれば評価されるということをあらかじめイメージすることによって職員にはそのように行動してもらって、結果として住民サービスの向上につながるということであれば非常によい循環になるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、最後の評価者研修のことでございますけど、今回の人事評価制度の中に目標管理の制度を導入してあります。ただいま市長の答弁の中にありましたが、目標管理の制度を導入しております。これは評価者と被評価者のコミュニケーションが活性化することで組織

風土の改善、職員の意識の改善や職員の目標志向、意欲の向上につながるということを期待しておりますので、じゃどのような研修をしたらいいかなということなんですが、来年度予算には計上しておりますが、具体的にはまだ詰めておりませんが、まずは先ほどの質問の中でもありましたように、マネジメント研修も必要であるかと思えますし、評価者として面接の研修もあるかもしれませんし、コーチングの研修もあるかもしれません。そのような研修も当然取り入れていかないけないなというふうに思っております。

ただ、人事評価制度というのは評価者だけでできるものではありませんし、被評価者もなぜ今人事評価制度を導入しなければいけないかということも十分理解してもらわなきゃいけないので、この部分についても全職員を対象にして研修をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉岡和範） 最後の公会計の関係の御質問ありがとうございます。これから公会計へ取り組んでいく中で、エールをいただいたというふうに感じております。

これまでずっと続けてきた会計制度を変えていこうという大きな流れが今あるわけですので、当然それに対応できるような人材育成というのは必要になってまいります。これは総務課と協力してということになってまいりますけれども、そういった人材の育成に努めていきたいというふうには思っているところでございます。

ただ何と申しましても、自治法の改正のことを取り上げさせていただきましたが、それ以外にも基本となるいろいろな法律が今改正されているという世の中大きく動いているという状況でございます。職員の負担も大変大きくなっているというところでございますので、まずはコンプライアンスといいますか、法令遵守ということはしっかりとやっていく。その中で職員のモチベーションを常に維持しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。モチベーションを維持しながら経営という感覚を職員が持っていただけたらというふうに思いながら取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 大変熱意を感じさせていただける御回答ありがとうございます。

基本的には私の質問は終わらしていただきますけども、次世代に引き継ぐべき大きなときを今感じております。それぞれの制度は恐らく現実に照らせば完全ではないと思います。さまざまな矛盾を含んでいるものだと思います。しょせんは人がつくった仕組みです。その矛盾をも受けとめながら、制度を何とか機能させてこられたのは生身の人間である職員の皆さんです。何としても切り抜けるという心の強さと使命感で今を迎えられたすばらしい経験の積み上げをされてこられたと思います。

しかし、国家を挙げての制度変革時代の今、変わることが必須である厳しい状況の中で過去の経験が通用しない、ひょっとするとマイナスになる可能性さえあります。転換期とは今までの考え方だけでは通用しない時代とも言えます。

ここで、先ほどの寺岡議員さんが私のことをちょっと紹介いただきましたけども、御答

弁とのやりとりをそばで熟考させていただきますと、議員の御質問はほとんど直接市民の皆さんに接する部分です。お答えをされるのは、バームクーヘンで言えば内側の年輪の密度が高い部分の皆様方です。市長のお話にもありましたように、職員の人数は随分少なくなっておられます。この市庁舎内にも非正規の職員の方もたくさんおられます。市民の皆さんに直接接してらっしゃるバームクーヘンの一番外側と内部コアである、行政コアである皆様方のお仕事のゾーン、恐らく外に向けてはどんどん膨らんでいってるんだと思います。

公共サービスの世界は広がりつつある。コアである行政サービスの部分はどんどん重くなって圧力がかかって圧縮されている。ということは、職員の皆さんと市民の皆さんの距離はどんどん遠くなっていってる。職員の皆さんはバームクーヘンの一番外側のクリームをなめてらっしゃる。皆さん方はどんどん圧力の高まる目の小さいバームクーヘンの内側。ドーナツに例えたら話がちょっとおかしいんです、真ん中空間ですから。決して空間ではない。密度の高いバームクーヘンの中身を取り組まれてる皆様方のこれからの奮闘を期待したいと思います。

少しは不便になっても、少しは自己負担がふえても、それでも大竹守ってほしいと、そう思うと市民はたくさんおります。そんな市民がいることをぜひとも信じていただいて、市民をも巻き込む能力を兼ね備えた職員をできるだけ早く多く育成いただきたいと思います。私も市民の一人として、また市会議員の一人として大好きな大竹のために一緒に頑張りたいと思います。

1つ苦言ですが、本来であれば大竹市教育基本の部分私、事前に読んでこの場に立ちたかったんです。3月からホームページが改定されました。大竹市の職員教育基本計画という文で検索したらいっぱい出てきます。そこをクリックすればですね、普通であればホームページの奥底のそのページが開くはずなんです。でもつくりかえたばかりですから、ここがつながっておりません。コメントとして出るのはトップページから探していただくか書いてあるんです。大変な奥底でどうとう探し切れませんでした。ぜひとも今の若い世代の方々はスマホで、パソコンでそういう情報ツールを生かすスキルアップがどんどん進んでいっております。入り口からデパートの一番奥まで入っていかうと思ったらトイレ探すのも大変です。ぜひともですね、トイレと押したらどことどこどこにランプがつくというホームページにしていいただければ、市民の皆さんのアクセス数も格段に上がるんじゃないかと思えます。

初めての一般質問の場に立ち大変緊張もしましたが、誠意ある御回答に感謝を述べ質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 3番、大竹新公会の賀屋でございます。

まず最初に市長さん並びに執行部の皆様にお礼を申し上げたいと思えます。3月補正予算において、かねてより要望しておりましたJR小方新駅設置促進と周辺整備計画の策定に向けた予算として小方地区まちづくり基本構想策定業務委託料が計上されました。この

ことは地方創生に向け具体的な形を示す第一歩として市民に希望と活力を与えるものと高く評価をいたしたいと思っております。また、新年度予算案にも決算委員会での委員の皆さんの意見や要望を数多く反映された予算案であると思っております。担当課の皆様におかれましては大変御苦労されたことと思ひ敬意を表したいと思ひます。ありがとうございました。

それでは通告書に従いまして2項目の質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目の中浜緑地の土地活用についてでございますが、この場所は玖波1丁目の国道2号線沿いで戸田工業の正門から大膳川までの長さ約400メートル、幅約40メートルという長大な緑地でございます。この中浜緑地ができた経緯は、三井東圧が操業していた当時に石炭法、これは石油コンビナート等災害防止法でございますけれども、これにより緩衝帯として高さ約8メートルの防災堤を築造したもので、あわせて都市計画上の都市緑地として位置づけられていると伺っております。

しかし、三井東圧化学は昭和61年に撤退し、もう既に30年が経過しておりますが、今は戸田工業、中国塗料、大竹明新化学の3社が操業しておりますが、三井東圧化学に比べても石油コンビナート災害の危険性は低いものと思ひます。つまり当初の目的でありました防災上の緩衝帯である高さ8メートルの防災堤はもう既にその役割を終えているのではないかと思ひます。

そこで、この中浜緑地の防災堤を撤去し、国道2号線沿いの市有地の有効活用ができないものか検討する時期が来ているのではないかと思ひます。例えば今後の社会情勢の変化として、岩国大竹道路が開通すれば大竹市内の2号線沿いの飲食店やコンビニなど利用者が岩国まで直通で通過してしまい、今までの客足が減少するといった影響が出るのではないかと思ひます。そこで岩国大竹道路に乗る前に外食産業などの沿道型商業施設用地を確保し、市有地の土地活用を図るなど活性化に向けたさまざまな活用策が考えられると思ひます。

大竹市は、産業のまちとして昼間流入人口が6,000人を超えていますが、大竹は飲食店が少ないとかレストランがないとかよく耳にいたします。こういった声に応え土地の有効活用をすることで市の活性化に向けた商業振興が図れるのではないかと思ひます。

また、撤去・造成費用が幾らかかるかちょっとわかりませんが、土地の処分代金で十分賄え利益も出るのではないかと思ひますし、あわせて固定資産税も入ってきます。以上のような思いから、この中浜緑地の用途を見直し、土地活用の検討時期が来たのではないかと考えますが、市長さんの御見解を伺います。

次に2点目の立戸2・3丁目、JR沿いの道路整備についてでございますが、新年度予算案に新規事業として立戸地区の浸水対策事業が計上されております。これは雨水排水施設整備のための調査設計業務委託であると伺っております。立戸地区の雨水対策は、地域住民の長年の願いでもあり安全・安心のまちづくりの基本的な事業であると思ひます。

2点目の質問を結論から言いますと、この雨水排水施設の調査設計をするに当たり、将来JR沿いの市有地を活用しての道路整備を考慮した設計にしていきたいという思ひでございます。このJR沿いの市有地は、JRが旧国鉄時代に貨物列車の引込線事業用地

として確保したものでございますが、事業が廃止となり現在は大竹市に譲渡されていると伺っております。延長約500メートル、幅4メートルのこの土地は、現在污水幹線が通っているとのことであり、本来なら管理用道路として整備が必要ではないかと思っておりますが、現状は未整備のままとなっております。また、並行して通っている玖波青木線のこの区間は未改良区間でもあり、交通量も多く自転車や歩行者にとって大変危険な利用状況になっていると思っております。この未改良区間は、将来都市計画道路として幅員16メートルで両側に歩道が設置されると思っておりますが、完成時期は未定だと伺っております。よってこの区間は玖波青木線の側道としても当面整備することで交通安全対策になると思っております。

また、JRと玖波青木線に挟まれた区域は、住宅が道路沿いから里道や狭隘な私道を挟んで密集しており、緊急車両の進入路がなく防災や救助活動が困難な区域であると思っております。地域防災の面からも、JR沿いに道路整備ができれば地域住民の安全・安心につながるものと思っておりますし、あわせてこの道路を使つての周辺の土地活用が可能となり、地域の活性化と税収増加が期待できるものと思っております。

そういったことで、ぜひとも今回のこの業務委託は今後の道路計画との整合を図つたものにしていただきたいと思っておりますが、市長さんの御見解を伺います。

以上2点についての質問になりますが、いずれも市有地の有効活用の提言であり、市の活性化と市民の安全・安心につながるものだと思っておりますので御答弁のほどよろしく願いいたします、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員御自身で長い間思い描き続けてこられました点、また多くの市民の皆様方から直接私のほうに提案されました問題点につきまして御指摘をいただきましての御質問ありがとうございます。

それでは賀屋議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の中浜緑地の土地活用についてお答えいたします。中浜緑地は、昭和50年に都市計画法に定める都市施設として県において都市計画決定され、市が整備した都市緑地でございます。当該緑地は、防災や快適性の増進等の機能により安全かつ快適な都市環境を確保することを目的として設けたものでございます。議員の御指摘のとおり、大量の石油や高圧ガスを取り扱う三井東圧化学が撤退し、現在の事業所が立地したことにより緩衝地帯としての役割は薄れつつあります。しかしながら、企業敷地に面する周辺地域の安全と快適な生活環境を守る緑地としての機能は変わっておらず、緑地の撤去や他の用途への変更に当たっては多くの整理すべき課題がございます。

まず法律的な課題として都市計画法に基づき都市計画決定された緑地であり、高い継続性と安定性が求められていることに加え、企業が工場を新設・増設する際には工場立地法により整備する緑地面積を届け出ていることが挙げられます。次に個別契約に関する課題として緑地に隣接して立地する企業との中浜緑地維持管理に伴う協定書により他の用途への変更が制限されており、企業みずからが必要な緑地として管理していることや、緑地内には国から無償で借り受けている土地が含まれており国有財産無償貸付契約において当該

国有地を都市緑地の用に供するという用途指定がされていることが挙げられます。

そのほかにも立地企業の将来計画や緑地を撤去する場合の費用なども考慮した上でどのような利活用を図っていくか検討する必要がある、これらを踏まえますと、中浜緑地を早期に撤去することは難しいと考えます。当該緑地やその周辺の土地をどのように利活用していくかは、長期的な視点に立ち検討していくべき課題であると考えております。

次に2点目の立戸2・3丁目、JR沿いの道路整備についてお答えいたします。

市道玖波青木線沿いの立戸地区の水路は、近年短時間に大量の降雨があると排水能力を超え道路が冠水する状況が生じております。このため立戸地区の浸水対策事業として雨水排水施設整備に関する調査設計費を平成28年度予算案に計上しております。

市道玖波青木線の立戸郵便局前交差点付近から立戸3丁目の鞍掛団地入り口付近のJR沿いには幅員4メートル、延長約500メートルの公衆道路用地がございます。この土地は平成11年9月に日本国有鉄道清算事業団から建設省に移管され、その後平成17年9月に中国財務局より本市に譲与されております。このたびの雨水排水施設整備に関する調査設計は、緊急的な緩和措置として取り組むもので、議員より提言のございました公衆道路用地の道路整備を含めたものではございませんが、将来的にその可能性も考慮し雨水排水施設の整備を検討していきたいと考えております。

以上で賀屋議員への御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 3番、賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。中浜緑地のほうから再質問をまたさせていただきますけども、今伺ってもこの防災提を撤去する、あるいは中浜緑地の都市計画上の決定を変更して廃止するということにつきましては非常に高いハードルがあるということ伺いました。

まず都市計画法でいきますと、当然この都市計画区域の中の緑地という決定を受けているわけがございますから、それをなくするということになれば当然どっかに代替が要る、あるいはその手続、そういったものが非常に厳しいものがあるかと思えますけども、全体の大竹市域の緑地の面積でいきますと、晴海の臨海運動公園ができましたし、かなり周辺のいわゆる都市計画法上の公園緑地の面積というのは、カウントは既にオーバーというかされてるんじゃないかというふうに思います。そういった意味で、非常にハードルの高い手続は必要かと思えますけども、知恵を絞って市がどういうふうにしたいかということが明確に理由づけさえできれば、決して変更できないハードルではないというふうに思います。

それと工場立地法ですか、その中で以前は20%の緑地を区域内に設けないといけないというのがありましたけども、これが平成17年ですか、10%に緩和されてるということもあります。現状で今何%企業敷地内に緑地がカウントされているのか、今の中浜緑地の部分をカウントしないと、プラスしないと現行法の10%に満たないのか。そのあたりがちょっと不明ではございますけども、そのあたりも一般ではなかなか入れませんが、Googleなどの航空写真で見ますと随分敷地としては建物以外、あるいはいろんな施設以外の緑の部分、つまり余地がですね、随分この3社ともあるように思います。そういった中

で、その辺の10%が満たされるかどうかということも改めて確認なり、ハードルをどういうふうに越えるかということを検討いただければというふうにも思います。

また、そのことにあわせて緑地の維持管理の協定書があるということでもございますけども、そのあたりも状況を考慮しながら協定書の変更、あるいは緑地そのものがなくなるのであれば、当然今3社が維持管理費を拠出しておりますけども、その辺の費用も企業から言いますと軽減されると。毎年どれくらいですかね、100万ですか200万くらいですか、維持管理費が計上されとると思いますけども。

それと国有財産の使用の件でございますけども、これはやはり手続を踏めば可能ではないかというふうにも考えます。それと問題は、将来の企業計画の中でどういうふうな展開をしようとするのか。そのことによって先ほど申しました10%のカウントが緑地を含まないと10%になりまへんということになれば、これはまた話し合いの必要性があるかと思っておりますけども、いずれにしましても、こういった町なかといいますかコンビナートに隣接する地域、地帯にこのような大きな防災提があるというのは、このあたりのコンビナートを見ても余り存在はしないのではないかというふうに思うんですけども、ほかのコンビナート地域にこういった形の防災提があるのかないか、また、あるとしたらどの程度存在するのか、その辺がもしわかっておられればお聞きしたいというふうに思います。

それと、仮にこの防災提を撤去するとしたら相当の撤去費用がかかると思います。そのときの超概算でいいんですが、大ざっぱにどれくらい金額がかかって、それとそこの処分可能な面積ですね、その処分費、売却費がどれくらい概算として入ってくるのか、そのあたりもし試算等検討していただいて、超概算で結構ですが、わかっておられれば教えていただきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 貴重な御意見ありがとうございます。確かに中浜緑地、将来岩国大竹道路ができましたら乗るときは入り口、おりるときは出口ということで高速道路で言えばパーキングエリア的な位置にありますので、そういった施設ができればかなり有効な活用ができる土地であるとは認識しております。

緑地面積についてでございます。現在届け出面積から割り出しますとですね、先ほど敷地面積10%という部分のクリアするかどうかという話をちょっと計算してみましたが、現在の時点で今の緑地を全部外したとしても10%はクリアするということがわかりました。ただ、工場敷地内の緑地を企業が果たしてどんな活用するかは今後の企業の思いがありますので、一概には全部緑地を撤去してというのは企業の理解が得られるかどうかというのは未定でございます。

それから確かに撤去に際しましてはいろいろと課題がございまして、協定書の変更、国有財産の処分とかですね、いろいろございます。その中で現在わかっている話としましては、その中で市の土地としまして約1万平米ございます。それを仮に売却したとすれば幾らくらいになるかというもおおよその概算でございますが、ちょうど2号線挟んで反対側に機動隊の土地の横に外務省の売却予定土地がございまして、そちらの単価を参考にさせていただきますと、1平米当たり3万7,000円という価格がございまして、約3億

7,000万というような額が恐らく土地代として入るのではないかと予想されます。

その他は課長の方からございます。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（下隠俊作） まず都市計画決定の変更の話をされたと思います。都市計画決定の変更につきまして、以前中浜緑地の変更や縮小について県のほうに相談したことがございます。そのときの都市計画決定の担当、県の都市計画課からは、大量の危険物貯蔵施設がなくなったとはいえ工業専用地域であることから、都市緑地という位置づけ以外にも今後緩衝緑地としての機能も必要になる可能性があることであるとか、工業専用地域に接する土地に商業系の用途は好ましくないというようなお話があったということでございます。

あと、公園を所掌する部署からはですね、公益上やむを得ない場合であるとか代替施設が確保できる場合、また都市計画道路などほかの都市計画事業でかかる場合等の理由の場合には公園の廃止や縮小の可能性があるということが示されたようでございます。

それと2つ目としまして、中浜緑地のように工場の防災提の目的で整備された緑地の事例を知ってるかという話があったと思います。石油コンビナート地帯に緩衝緑地として整備した事例は、総量は把握してないんですが全国にあるようです。その整備した緑地を撤去した例というのも調べてみましたが、今のところ把握できておりません。

3点目で、先ほど一部部長が売却のほうはお話しましたが、撤去工事のほうですが、これは大概算でございますが、今撤去工事だけで2億5,000万程度かかるものと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。大変ハードルは高いということは、先ほども申しましたように重々承知はしておりますけども、今の概算の事業費、撤去費用と処分費用を見ても、こういった活用をすることによって財政的な面あるいは市の活性化、そういったことに大きなインパクトがあるんじゃないかというふうに思いますし、ぜひとも今すぐということとはなかなか難しいことも十分理解をしておりますけども、検討をするということに向けての方向性が今回確認ができれば一番ありがたいと思うんです。

というのは、この中身につきましては平成4年の6月議会で玖波出身の神本元市議が同様の一般質問をされております。そのときは、今から24年前の話ですけども、今後の社会情勢を見ながら検討していきたいというふうな御答弁をいただいております。

今後の社会情勢が24年たってどう変わったのかと言いますと、石油コンビナートは防災上の危険性が著しく低下してきたということと、先ほどもお話ししました岩国大竹道路の開通に向けての事業が実施をされて、今から着々とこの小方の地域で大型の建設機械が動いて、まちが変わっていくというまさに環境が変わっていく、そういう社会情勢が変わっていくというのが目の前に見えるときが来ているということでございます。

それに合わせて、まちを一緒に変えていく、そういうタイミングではないかというふうに思いますので、再度この検討をいただけるかどうか御答弁いただきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 来年度から二、三年かけまして大竹市のマスタープランの見直し等々が始まります。当然今のような御意見も踏まえてですね、その中で中浜緑地の扱いについても議論していくことになるかと思えます。いずれにしましても、いろいろな事業がある中で、財政の厳しい中で中浜緑地を即座にさわるという意見ではなく、長い目で見てここの土地をどうしていこうかというような議論になるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。それでは続きまして2点目の立戸2・3丁目のJR沿いの道路の件でございますけども、経緯につきましては、先ほど答弁の中でお聞きをいたしました。公衆用道路という名目で大竹市に譲渡されているということでございますので、その目的が公衆用道路ということである以上、行政財産としての位置づけであろうかと思えます。ということは、平成17年に譲渡を受けてもう10年余り現地のほうは何もされてない。むしろ地元の方々は、放置されると草が生え蚊や虫が湧いて環境が悪化するということもあるんでしょう。この譲渡いただいた土地を畑など手がけておられますけども、それはそれで地域の環境の整備の中で地元の方が自発的にやられとるということでそれをどうこういうものではありませんけども、長年ずっと放置しておくということ自体がせつかくの財産でございますので、それをどう活用するかということをですね、今後とも考えていただきたいというふうに思います。

答弁の中では、将来の道のことを考えて雨水排水計画を設計していくんだということで整合性を持たせるという答弁をいただきましたので、私の今回のこの質問の趣旨は御理解いただいたというふうに感謝いたしますけども、こういった市の財産。特に行政財産は別にして、普通財産にしても眠っている固定資産がかなりあると思うんですが、仮に行政財産であっても、行政財産としての用途がなくなっておれば、これは普通財産にして処分していく、活用していくということができると思うんですけども、そういった全体の財産の洗い出し、先ほど末広議員のほうからの質問もありましたけども、どれだけ財産があってどう活用されているのかされていないのか。お金がないときに、財政難のときに、その財産をどういうふうに活用して生かすのか、そのことをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。そういうことを含めてですね、お願いして終わりたいと思えますけども、市長さん何かコメントがあればいただきたいと思うんですが。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員御指摘のように、大竹の遊休のいろんな資産については、それをどのように付加価値をつけてまた売却していくか、また残すべき土地はどうやって残していくか、そういうことをこれからもずっとやり続けてまいりたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。終わります。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いた

します。

なお、再開は1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時58分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（田中実穂） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて14番、原田博議員。

[14番 原田 博議員 登壇]

○14番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今3月議会一般質問・総括質疑は、安定した行財政運営に向けて大竹市平成28年度当初予算案の位置づけ、将来展望を問うです。御答弁につきましては、よろしくお願いいたします。

我が国の一般会計総額96兆7,218億円の2016年度予算案が3月1日の衆議院本会議で可決、参議院に送付されました。憲法の規定により参議院が議決しなくても年度内の今月30日に自然成立の運びとなっています。

読売新聞には、1億総活躍社会の実現に重点配分する一方、社会保障費の伸びは抑え、経済成長と財政再建の両立を図った。しかし、歳出の膨張はとまらず、一般会計の総額は、当初予算では4年続けて最大を更新した。16年度は企業業績の改善などを背景に税収を前年度より約3兆円多い57兆6,040億円と見込んだ。25年ぶりの高水準で、日本銀行からの給付金などを合わせた約62兆2,900億円が本来の国の収入だが、この額では96兆円を越す歳出の6割強しかカバーできず、足りない34兆4,320億円を新規国債発行、新たな借金で確保することになった。膨らみ続ける社会保障費を17年度以降も抑えるのは容易ではないと締めくくっています。

また、世界経済の先行きに対する危機感を背景に開催されたG20。中国経済の減速が世界経済の足を引っ張っているとの見方が強まる中、金融政策、財政出動、構造改革といった全ての政策を総動員することも宣言しましたが、各国の金融、財政政策の方向性はばらばらとの指摘もあり、金融市場の安定化が見通しづらいとの声が大勢を占めています。

それよりも前には、我が国初のマイナス金利の導入で日銀としては円安・株高の方向に持っていく思惑もありましたが、世界経済の先行きへの不安が高まったこともあって円相場、株高とも円高・株安の方向に大きく動くなど日銀の思惑とは逆の形となっています。

その影響は140兆円もの年金を運用しますGPIF、年金積立金管理運用独立行政法人の運用がどうなっていくのか、先行きが心配でなりません。もちろん株価の下落基調が全てマイナス金利だと申し上げるものではありませんが、GPIFは2015年10月から12月期に4.7兆円の黒字を計上しましたが、その前の7から9カ月期は7兆9,000億円の赤字に陥りました。年明け以降の株価下落の影響で、28年1月から3月期の収益額は再び赤字に転落する可能性が高いとのこと。政府はGPIFが保有します株式や債権の銘柄などの情報

を開示するとの方針を決めましたが、私たちの老後の生活のよりどころであります大切な年金がどのような形、結果となるのか誰もその答えを知りません。

安倍総理大臣は、想定利益が出ないならば当然支払いに影響する。給付に耐える状況にない場合は給付で調整するしかない。運用状況次第で将来的に年金支給の減額もあり得るとの認識を明らかにされています。いかにして安心できる生活が確保されるのか、今後の生活面に不安を抱きます。

さて、現在大竹市が抱える、抱えている課題、問題は、大竹市全体に占める割合での年少人口は11.1%、65歳以上の高齢化率は32.2%、新町雨水排水ポンプ場、工業施設のあり方、インフラ施設の老朽化に伴う更新、大竹市都市開発公社の整理清算、大竹駅周辺整備事業、旧小方小中学校跡地の活用、小方のまちづくり、自治会組織、地域コミュニティの確立、さらには米軍再編による厚木基地からの空母艦載機の岩国基地への移駐影響、団塊の世代が75歳に到達する2025年問題や仕事と生活のバランス、ワークライフバランスの推進、企業のグローバル化に伴う海外進出への懸念、健全な財政運営の維持向上など多くの懸案、難題が山積しています。

さらには、高齢化に伴い医療や介護などの社会保障費は毎年急激に増加しており、現在では本市の財政の大きな部分を占めています。そのような中でも、子供たち、孫たちの将来世代へこれ以上負担の先送りはしないとの強い意志を持つての対応が、例えば大竹市全体の借入金総額、大枠な言い方ですが10年ぐらい前には500億円ぐらいあったものが平成26年決算、27年3月末では400億円を切りました。

その手法は、やるべき事業をやりながら借金を減らし、将来的に発展するまちづくりに取り組んできた。再編交付金の活用や都市計画税の導入など収入増の仕組みづくりができた。また、入ってきたお金でしか支出できないという財政規律を守り、行財政運営に取り組んできたたくさんの努力、痛みの結果です。それは平成29年3月末残高が386億円との予定は、臨時財政対策債が大幅に減少したとはいえ、その取り組みが今後も続けていくとの強いメッセージでもあります。

その一方で、先ほど提示しました多くの事項の課題解決への糸口、道しるべが私たち議会にも求められています。つまりは、これら難題課題の全てを皆さんのお声、市民の皆様のお声を大義として横一線に並べ、取り組みには県・国・本市の現在の置かれた財政状況では限界があります。そのためには伝統的な政治・行政スタイルからの転換、脱却が必要だと、政策や事業の優先順位を地域の実情に応じて明確に設定することが問われている、示すことが大事だと随分前になりますが、当時の千葉大学行政学・新藤宗幸教授が評論されていたことを思い出します。私たちとしても、すぐには実現はかなわないまでも、さきにお示ししました対象事案への実施には、現状、現実を直視した中で財政見通しをベースに財源確保分から進めていく。少しずつでもいいまちづくりに向けて市民の皆様のお理解とともに前進させていくことが必要だと思うのです。

御承知のように、大竹市では全国よりも早く人口減少社会に突入しており、かつ少子化、高齢化の進行も著しいことから人口減少に対する重点的な対策の早期実施が必要と考え、第四次大竹市総合計画期間中に大竹市定住促進アクションプランの策定、そして第五次大

竹市総合計画では、定住促進を重点取り組み方向の1つとして掲げ、引き続き取り組んでまいりました。そのことは大願寺地区造成地、小方ヶ丘団地での建設ラッシュにより一時的ではありますが、本市の人口がふえ維持されたことは政策効果であり新しい記憶としてとどめておくべきだと考えます。

こうした状況、環境を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法制定に基づき大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる大竹市総合戦略が策定されています。その大竹市総合戦略の基本理念は、本市の最上位計画である第五次大竹市総合計画、わがまちプランに掲げるまちづくりのテーマに従うものであり、来年度から始まります後期基本計画、実施計画の確かな実行により安定した地道な取り組みとなることが大切です。そのような背景のもと大竹市平成28年度当初予算案が発表されました。大竹市創生総合戦略、わがまちプラン後期基本計画、平成28年度版実施計画などが予算編成の中心、目玉として立案されたものであり、それぞれの計画と予算・事業との整合性、新しく打ち出されている施策がどのような効果を発揮するのか注目していきたいと思えます。

さて、今予算案は、総合戦略を例にとれば基本目標2、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる基本目標3、誰もが健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域を実現するの2つの目標が定住対策や子育て支援として予算項目の多岐にわたり盛り込まれています。眼前の課題として特に重視された結果です。

また、もう1つの基本目標、地域経済を活性化し安定した雇用創出を実現するは、今予算の枠内でもっては、あえて正面からは対応しない行政主導というよりも能動的に企業の役割として、地方みずからの力によって先人が築かれた高度な技術を持った企業が少ない中、この人材力でもって、この大竹線のレールを力いっぱい走ってほしい。企業が収益力を高める絶好の機会として、その挑戦意欲に期待しているのではないかと、あたかもそのメッセージを行政から発信しているように私は捉えています。それは税収額が前年度平成27年度予算50億8,600万円に比較して平成28年度当初予算案は52億200万、対前年比で1億1,600万円増加していること、あるいは本市の中小企業のここ10年間の法人市民税、償却資産税が6億円が5億円代にさがりましたが、ずっと5億円代以上をキープしていることは大手企業と中小企業の共生であり、わが地域での生産、営業活動が今後も長期的に継続されていく経済発展が望めるとの暗示にも映ります。

確かに日本経済を取り巻く最近の不安材料もありますが、本市法人市民税が対前年比で1億1,000万増加したことは、地方財政計画では緩やかな回復基調が続くものとされており、地方の税収は増加するとの前提での裏づけです。まさに大竹市の財政基盤が企業の発展・成長に左右されていることのあかしであり、さきの基本目標1、地域経済を活性化し安定した雇用創出を実現するは、基盤が整っていると言えます条件下、企業の経営戦略、経営努力はどうか、企業の好循環いかににかかっていると言えます。つまりは総合戦略の成り立ち、基本軸は工業の振興であり、市経済を支える製造企業の存続・発展が安定した税収の確保となり、雇用の創出そして住民の幸せ、地域の存続の要因につながっていくものと考えます。

さらには、厳しい財政難の折、地方交付税制度がいつまで続けられるかわかりませんが、

現行の地方交付税制度が維持されるとの前提に立てば、いかにして人口減少への歯どめ、ブレーキをかけていかれるかが極めて重要な戦略です。いろいろな文献を追っかけてみても、国でもって大胆にドラスティックに人口増政策、制度を大きく変えられない限り人口は幾ら努力しても全体として減少するのは避けられそうもありません。それは先日総務省が発表しました2015年国勢調査の国の総人口が2010年に比較し94万人減少したことであり、国勢調査開始以来初めて減少に転じたことから明らかです。

しかし、人口増に至らなくても人口が減っていくスピードを落としていくことは可能であり、それが結果として現行の行政サービス維持につながっていくのであれば、中長期的に全体像を見据えながら課題に向けた次の対応策を組み立てていく仕掛け、施策が必要です。緩やかな人口減少策、維持は今後のまちのあり方であり、豊かなまちづくりに向け規模を想定し、施設をつくるのではなくその時々々の財政状況を判断し、まちづくりを進めていく活力ある地域に変貌させていく、それらにもっと踏み込んでいくことは人口減少社会への適応だと廣瀬法政大学教授は述べられています。

一方の問題は、安定した行財政運営のための財源の見通し、税収の確保です。特に本市の持続可能なまちの運営、まちづくりにおいて、確かな財源として駐留軍等再編交付金を頼りにしていることは、まちの将来、住民サービスの維持、人口減少、高齢化などを考えると、その位置づけは極めて高いものがあります。しかしながら、現行再編交付金は33年度末で交付は終了となりますし、2016年度税制改正法案のうち法人市民税と法人税割分の国税化には、本市が地域の特徴を生かした税自立体系が脅かされようとしています。企業誘致、存続に力を入れようとしているのに、地域の自主性、地域創生の根幹が崩れようとしています。私たちの我慢、努力が実らない制度に疑問を感じます。

今予算案出案では、市営住宅御園団地整備事業や地方創生事業基金への積立金の増などにより予算規模は拡大したようになっていますが、依然として厳しい財政状況を意識しながら、どうしても行わなければならない大規模事業については、国県の補助金、交付金などを活用しながら地方債の発行額を圧縮し、将来に過度な負担を残さないよう努めていくとの説明でした。そのことは総合戦略などの実証が人口問題にばかり強い関心を持つものではありません。施策の転換に関し成果目標、重要業績評価指標KPIやPDCAサイクルを通じて客観的な効果検証を実施することから数値目標や指標の達成度、あるいは検証結果を踏まえて施策を見直すことや総合戦略を改定することが肝要な戦略です。取り組んだけれども、検証を繰り返していく中で視点、内容を変えていく極論だけでも引き戻す、中止するぐらいの勇気、我慢は大切だと考えます。今後の大きな課題は、市民一人一人の意識共有をどう図っていくかですが、いいまちづくり、大竹の発展に向け多様性、フレキシブルな対応も総合戦略のあり方だと私は理解をいたしております。市長には、ぜひともそれらを十分に勘案しながら、本市の地域創生活動の先頭に立ってほしいと願うものです。つきましては、安定した行財政運営に向けて大竹市平成28年度当初予算案の位置づけ、新年度予算の総合戦略との関連性や財政運営の展望を問います。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁につきまして、よろしくお願いたします。

○副議長（田中実穂） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） まさに28年度予算につきまして一般質問、総括質疑をいただきました。ありがとうございます。

それでは原田議員の御質問にお答えいたします。

行政は30年先、50年先の将来を考えたまちづくりを行うため、少しずつでもまちが発展していることを実感できる、夢や希望を持てることが大切でございます。そのためには安定した財政運営が不可欠で、一定の財政規模を維持していくことが必要であると考えています。昨年策定した大竹市人口ビジョンにより本市の人口動態の実情が明らかになりました。多くの他の市町と同様、加速する少子化により人口規模の縮小が予想されております。人口減少が社会に与える影響は、大きな視点から国全体を見た場合と地方自治体から見た場合では、その規模や速度の違いからそれぞれではございますが、どちらにしても、これまでと同じ考え方では財政運営ができないことは明らかでございます。

人口減少が地方財政に与える大きな影響としましては、住民税などの税収の減少と行政需要の算定額の減少が考えられます。特に2つ目の行政需要の算定の際には、地方交付税制度の中で地方の行政需要を回る単位として人口を定めているものが多くございます。そのため人口によって地方税や地方交付税を含めた一般財源総額が変わることになりますので、人口の維持は安定した行財政運営のかなめと言えます。

昨年は本市におきましても、議員の皆様を初め多くの市民の皆様、また、地方創生の実行者であり協力者となるであろう複数の分野の方々からの意見を伺いながら、大竹市人口ビジョンを策定し、人口ビジョンを基礎資料としながら、これまで以上に長期的な人口の動向を考慮しながら今必要なことをまとめた大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

市外から多くの方が働きに来られているなどの人口に関する特徴は、行政が行った大竹港の整備や企業用地の確保などに合わせ、各企業がこの大竹での生産活動・産業活動に努力してこられたという先人の皆様方の蓄積の結果でございます。企業活動が盛んで多くの人の働く場があるという強みを今後も持ち続けることができますよう、地域産業の振興に関する取り組みを継続して実施していきたいと思っております。また、ライフサイクルの転換期において、居住の場所に本市を選択してもらえよう子育て支援や良好な地域の整備、また、生涯元気で生きがいを持って生活していただけるように健康づくり、地域づくりなど総合戦略に掲げる施策を展開していきたいと考えております。

平成28年度当初予算案においては、この総合戦略で掲げた基本目標を達成するために必要な事業につきましては、全部とは参りませんがしっかりと盛り込ませていただきました。将来の展望をしっかりと見据えながら、今できる一歩を考え続けることは、安定した行財政運営に寄与するものと考えております。

一方、人口減の大きな要因である自然減や本市を支える大きな力である生産年齢人口の減少は、本市の人口の年齢構成を見ると当面続いていくことが想定されております。支える者が少なくなる時代です。身の丈に合った資産の保有規模を財政の収支バランスを見ながら少しずつ軌道修正していき、人口に見合った適正規模を維持していくことが現実的な

対応であろうと考えております。そうした視点で、新年度予算案においても幾つかの提案をさせていただいております。右肩上がりの時代でないのはもう現実のこととなっております。人口減少に歯どめをかけるための施策の推進、人口に見合った施設の再編、施設のあり方の見直しなど、どれも安定した行財政運営のために必要なことですが、まちの魅力を上げる努力をする一方で、市民の皆様方に我慢をお願いしなければならないという相反するようなことを行っていかなければなりません。大変難しい問題は、同時に本市が抱える厳しい課題でもございます。何事も粘り強くチャレンジしてまいりたいと思っております。

以上で原田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（田中実穂） 14番、原田議員。

○14番（原田 博） 本市の行財政運営に欠かせないことに企業・産業の存在、そして維持、この地での発展が必要なことは先ほど登壇して申し上げましたけど、機会あるたびに自分自身はお話をさせていただいております。

大竹市の人口ビジョン、目指すべき将来の方向性、そして総合戦略基本目標1には人が住む場所を定めるときに、そこに働く場所があるか、働く場所からどのくらいの距離にあるかということは重要な要素の1つになると考えます。また、そのため大きな雇用の場となっている製造業、まちの魅力や暮らしやすさに直結するサービス業、そして本市のブランド化や生きがいを感じる場としても期待される1次産業など、本市の産業の発展・成長、活性化を図り雇用の場を創出していきます。あるいは本市の活力の基盤であります地域産業の活性化に取り組むとともに、市外から約6,400人が働きに来ている現状を踏まえ、本市に定住してもらう可能性を探ります。さらに、平日昼間には人口よりも約4,000人から5,000人も多い人が本市に滞在していることを強みとした新たな企業の可能性も加え、雇用の場の創出に取り組みますとあります。

まさに本市発展の礎は地場産業、工業の振興によることのあかしであって、大竹市の人口ビジョン、総合戦略、後期基本計画、先ほど言いましたように平成28年度当初予算案など各種計画に盛り込まれた子育て環境の整備、安心できるまち、高齢者施設の充実、地域福祉の推進、地域力の向上など多くの事業者は地域活性のため成長する地域社会を目指した手段、そして戦略です。

一方、安定した財政運営を行うために、大竹市行財政システム改善実施計画に基づき経費の削減に取り組む中、企業関係の助成制度の見直しとしては、工場設置奨励条例を廃止し、民間企業への助成上限を半額にする産業振興奨励条例の制定により大手の企業への振興策は一定の歯どめとなったことは皆様御承知のとおりです。財政難の折、地域の活性化をうたったところで、この条例が定められた時点で行政が企業にできる支援、助成策は限られました。それは財政健全化に向けた大きな改革として、長きにわたり私たちの記憶にとどめておくことが大切だと私は強く思います。

さて、少し視点を変えてみます。大竹港東栄地区の大竹工業団地38.1ヘクタールの土地は全てが完売し、その土地には総額で約1,000億円を超える設備投資があり、その果実から生まれました固定資産税相当額の26.5%は大願寺地区土地造成事業の返済金に充当され

ています。参考までに、民間企業では大型投資や事業化を検討する際に事業投資額に見合った収益や採算面からの経営判断の材料の指標の1つに投資回収計算といった計算式を採用しております。つまりはこの事業を実行すれば、どのくらいの減価償却費、税、保険料、物流費、雇用、人件費など経費がかかるのか、どの程度の売り上げ増に結びつくのか、どのくらいの省力化になるのか、いろいろな利益を見込みます。つまり収益と支出との差額、つまり費用対効果によってどの期間内で投下資本が回収されていくのか、経営試算上とても重要な算式があります。その計算上に設備投資を維持するためにどのくらいの修繕費が必要なのかといった項目があります。各企業や製造業には、それぞれの生産物・物品があり、その修繕費、修繕率は同一のものではありません。また、企業独自のそれぞれの見立て、料率があります。高温や厳しい操業基準などが設けられている業種は必然的にその修繕サイクルが早く、そして多額高額になります。一般的には、その修繕率は毎年3%程度というふうに言われております。

もっとわかりやすく説明すれば大竹工業団地への投資が先ほど1,000億円というふうに申し上げましたけど、1,000億円とすれば、その3%、30億円が毎年設備の更新・維持、修繕費に充てられるという計算式になる、そういう考え方でございます。つまりは、毎年30億円もの大きなお金が計算上でですけど、絶えずそれらの施設の周りを動いている。投入・支出されていることをあらわしています。30億円と言えば3億円の規模の会社が10社という計算上になります。ちなみに、1社で年間3億円もの仕事を取り扱っている会社は相当な会社でございます。雇用人数は仕事の内容によっては違いますが、1社で30人から40人ぐらいにはなります。それが10社以上、毎年定期的にその補修工事などに従事、さらには、それらの会社をお支えいただく協力企業数等をカウントすれば、1事業化、工場建設での波及、そして相乗効果ははかり知れません。さきに述べましたように、本市の中小企業の法人税、償却資産税の合計額が5億円から6億円台をキープしていることのゆえんは、このあたりからも裏づけされます。

最近になって企業の動向が心配されています。1つは新日鉄住金が2017年3月末をめぐりに呉市にあります日新製鋼の買収、そして日新製鋼はそのうち呉製鉄所の高炉2基のうち1基を2019年度にも休止、また、三次市にあります京セラ子会社の工場の2017年3月期間閉鎖、あるいは国内大手家電一角のシャープが台湾鴻海精密工業による外資参加、また本市の三菱レイヨンが来年4月でもって三菱化学、三菱樹脂との経営統合など経営環境の向上、産業構造の転換などによる企業再編の大きな渦が荒波となるのか、大竹市の防波堤を超えていくのか、その波の高さ、うねりの大きさが私は気になります。

民間企業の栄枯盛衰を、そして流れを当たり前として捉えるものではありません。特に昨日の新聞報道にもありましたように、三菱レイヨンが自動車向け炭素繊維複合部材の生産・販売のアメリカでの合弁会社の設立など三菱レイヨンの動きは、大竹市行財政運営の方向、かじ取りを左右するものです。他企業の動向を含め今後もこの大竹での生産活動の存続、あわせて積極的な投資を切に望むものです。入山市長におかれましては、それらの影響、対応につきましては十分によろしくお願いいたします。

そのような状況下、企業のグローバル化など新しい循環の中、経営が抱えている課題の

1つに物流コストの軽減、経費節減があります。いかにして大量に輸出入ができ、どのくらい効率的に運べるか、運送できるかは船舶利用の醍醐味であり、持続的な企業の成長、収益確保に向け経営戦略の上位に位置づけされており、行政として企業を側面から支えていく検討をすべく、先ほど末広議員の質問でも公共マネジメントという言葉がありましたけど、自治体経営の1つだと受けとめています。つまりは、原料などの輸入や製品の出荷などに費やした経費の削減額は、本来企業が実施してきた生産活動以上に企業の収益に大きく影響していることから、従来型の生産活動・営業活動では現在の社会情勢、市場動乱には克服できないことであり、大きな企業の変貌が問われていることは間違いありません。

御承知のように、私たちを取り巻いている海域は広島湾に面しておりまして、全般に水深があり、瀬戸内海航路に隣接していることから大型船の入港が容易であり、加えて国道2号や山陽自動車道など港湾条件、利便性に適しています。しかも、近年というよりも以前からでございますが、企業のグローバル化や東アジアを中心とした外貿コンテナが開設されて以降、輸出貨物の大型コンテナ化が進んでおり、コンテナ化の進展等に対応した施設の整備や、さきに申しあげましたように諸外国との航路網の充実が求められています。もちろんお隣の岩国港は重要港湾であり、また対岸の広島港は特定重要港湾、そして2011年3月の港湾法改正により国際拠点港湾として指定されていますし、明らかに私たちの地方港湾、大竹港東栄地区港湾とは位置づけからも相当な乖離があることは十分に理解、承知もいたしております。しかし、この海を生かしていく、この大切な資源を活用していくことは工業の振興の一環、御旗のもと、今後の大竹市の発展、経営に貢献するならば、極論ではありますが、将来未来の先の子供たちの生活の糧として希望の風となるなら、私たちの役割として手をこまねいているわけでもありません。20年先、30年先の大竹市を考えたとき、国の改革、戦略に頼るだけではなく、私たちを取り巻く厳しい環境を取り除くことが困難です。私たちの領域として、方向性を準備しなければならない重要な課題だと捉えております。

御承知のように、さきの中国全人代では、構造改革や財政出動といった政策を総動員し、経済の軟着陸を図る方針ですが、投資や、輸出に依存する高成長モデルから消費主体への安定成長への転換など、中国が今までと同じような市場となるかは疑問でございます。低賃金、市場規模の大きさなどから中国にこぞって工場建設、市場開拓が行われてきましたが、現在では国内総生産の伸びの鈍化、国民の所得増、過剰設備の統廃合など適切な経営運営が中国内外から求められており、それが世界市場の不安・混乱を招いています。

海外でのリスクをいかに最小限に抑えるかを含め、我が国、本市で生産営業活動を展開していくことが結果的に企業のリスク回避、新たな成長の牽引役として再びさらに光り輝くこととなります。そのためには物流コストの削減は大きな意味合いがあります。本市の工業のさらなる基盤づくりの1つとして進めていかなければならない取り組みだと考えます。もちろん、これがすぐというわけではございません。いろいろな方々の御意見、またそれぞれのお立場の皆様のご理解、お力も必要です。その前提として、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成に向け、この考え、取り組みをぜひとも土俵に挙げ

ていただきたい。今の段階から御検討いただきたいと思いますが、ついでには産業の活性化による地域経済の発展を図ることが大竹市にとっては生命線です。国際競争を勝ち抜くため、大竹で生産活動を継続していくための企業の後押しとして重要な位置、役割を担う大竹港について、船舶の大型化への対処、取扱量の増加など、さらなる大型船舶の接岸可能な岸壁の新設、港湾施設用地の拡張など将来的な港湾機能強化に関する入山市長のお考えをお示してください。

以上です。

○副議長（田中実穂） 市長。

○市長（入山欣郎） 御提案ありがとうございます。御承知のとおり、大竹港東栄地区港湾整備事業につきましては、平成18年3月にマイナス11メートルの公共岸壁が整備されたことで大型船舶の寄港が可能となりました。現在、大竹港には7万トン級の大型石炭船のほか、韓国との間に週2便、神戸との間に週2便の定期コンテナ航路が就航するなど多くの船舶が寄港し活気ある港として活用されております。今議員御指摘のように、これまで1,000億円以上の投資がされました。そして今建設中、計画中のものを含めると、約400億円の投資が試算されております。大竹港東栄地区については、当初から主に背後企業の原材料等の荷揚げ港として計画整備された港ですので、コンテナ貨物の取り扱いを行う港としての機能は十分に整備されているとは言いがたい状況でございます。そのため企業が低コスト化のために輸送手段を転換し、海上輸送によるコンテナ貨物の取扱量が増加している現状において、さまざまな課題が生じております。

現在、大竹港の施設整備の促進及び利用促進を目的に大竹市、大竹市議会、大竹商工会議所、民間企業8社で構成された大竹港振興協会の事業としまして、大竹港における将来的なコンテナ貨物の取り扱いの方向性について調査研究を進めております。具体的には、県営上屋の設置、コンテナ取扱ヤードの拡張、岩国港との連携強化、大型船舶の接岸可能な岸壁の整備の4点について港湾管理者である広島県にも参加していただき企業等と数回にわたり勉強会を開催しております。

これらの実現には高額な整備費が予想されますが、今後とも県等としっかりと協議の場を持ち、どのような方法であれば実現可能なのかという点について整理した上で、中長期的な視点、視野で一步ずつ進めていきたいと考えております。

なお、現在、山口県では、徳山下松港と宇部港が国から国際バルク戦略港湾に選定され、瀬戸内海に立地する企業の国際競争力強化に向けて産業活動に必要な石炭を安定的かつ安価に輸送するため連携した取り組みが行われております。この取り組みは現在、徳山下松港や宇部港に入港しております9万トン級のパナマックス級船舶、いわゆるパナマ運河、戦艦大和以上の戦艦が通れることを想定してつくられましたパナマ運河を通れる最大級の船の船舶よりもさらに大きな18万トン級、いわゆるアフリカ南、ケープタウンを回ってでも採算が合う規模の船舶を将来的に入港可能にすることで石炭輸送コストの削減を図るものでございます。大竹港におきましても、現在パナマックス級船舶が貨物を半分おろしまして半載状態で入港しておりますが、将来的にはケープサイズ級船舶が入港可能となれば、周辺の港と連携した形で石炭輸入の効率化が図られ、本市の企業にとりましても

国際競争力の強化につながるものと期待しております。

最後に、原田議員の述べられたとおり、ことしに入り県内にも工場があるシャープの買収を初め三次市の京セラ広島工場の封鎖などショッキングなニュースが報道されております。大手企業であっても、その地で生産活動を継続していくことは厳しいものだろうと実感しているところでございます。今後もこの大竹の地が企業にとりまして生産拠点や研究所として新たな設備投資の対象地として選ばれ、継続して活発な生産活動を行っていただけるよう20年、30年後を見据えながら、今できることを道筋を立てて取り組んでいく必要があると考えております。大竹港の港湾機能の強化は、地域産業の競争力の向上による企業の新たな設備投資、雇用の確保、税収の増加を生み出す重要な取り組みであると考えております。中長期的な取り組みとなりますが、今後とも議員の皆様方の御協力、お力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。御提案ありがとうございます。

○副議長（田中実穂） 14番。

○14番（原田 博） 皆さんもうちょっと待ってください。もうちょっとしたら終わりますんで。

視点を変えてみます。わがまちプランの後期基本計画、実施計画、そして子育てしやすい環境の整備（小学生以降）、（3）教育推進事業には1として基礎・基本定着状況調査の平均正答率、県平均との比較。2として特別支援員を配置した割合など教育環境の充実のため、あるいは現状での課題に向けた対応事業が数多く示されております。

一方、広島県では先月12日、今後おおむね5年間の教育施策の方向性を示す教育に関する大綱を発表しております。生涯にわたる主体的な学びを目標に掲げ、オール広島で取り組み日本一の教育県実現を目指すものでございます。それには学校・家庭・地域等が連携した教育の推進、2として乳幼児期における質の高い教育・保育の推進など広島県の目指す姿、将来像がうたわれております。特に人づくりが全てに通じる基盤として位置づけられており、そのための教育が果たしていく役割、推進力がこれまで以上に大切だと、そういうふうに思った次第でございます。さらには、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動の推進、今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成などもあります。

また、広島県の27年度主要施策の概要、主な教育改革、施策、県政運営の基本姿勢、人づくりでは、社会で活躍する人材の育成として、グローバル化に対応できる人材の育成に向けた学びの変革が記されております。さきに申し上げましたように、本市で生産、また営業活動を展開しています企業は、世界での企業間競争、海外の諸外国を相手にさらなる技術、ものづくりを絶えず重ねながら、アップしながら瀬戸内海工業地帯の一角を担う工業地帯として発展してきました。それらに従事されています社員さんは、社業発展のために海外勤務となったり外国の方との商談、また研究など意見交換の機会がたくさんあります。以前は通訳を介されての会話でございましたが、現在は研究者・技術者みずからがその相手国の言葉でもってディスカッションされております。もちろん、それらの方々は常日ごろから英語や他の国の会話ができるように研さん、努力を図られていますが、いきなりの転勤また異動もある中、ある部分だけが不備な状態のために、せっかくのチャンス、

飛躍が生かせない状況になり得ることもあろうかと思えます。

来る平成28年度の大竹市の教育委員会学校教育概要、また第五次大竹市総合計画後期基本計画の策定に合わせてつくられようとしている大竹市教育大綱がどういった内容になるのかわかりませんが、笑顔・元気・かがやく大竹っ子の育成後の到達点は、この地で働ける場を見つけることである。この大竹市で働くことが社会、そして地域に貢献できる、活躍することにもつながっていきます。私たちは、そのような子供たち、児童生徒を育てていかねばなりません。それが私たち大人、社会の務めだと私は理解しております。

御承知のように、先ほども申しましたけど2017年度厚木基地から米海軍岩国基地へ米空母艦載機が移駐してきます。その移駐人数は、海兵隊員約2,100名、家族1,700人、合計は約3,800人と聞いています。その方々とのふれあいは、大竹市民の不安の払拭にも通じることであり、大きな国際貢献にもつながります。特に海兵隊員との子供たちとのかかわりは、教科書では味わえない直接、生の貴重な体験学習であり、広義な学び舎として地域の特性に適合した教育、学校事業です。現在でも本市で行っています外国語指導、あるいは岩国日米合流合同コンサート等が開催されていますが、まさにグローバル化に向けて国際交流、異文化理解を進め深めていくチャンスが訪れようとしているとも言えます。

さて、耐震化対策のため平成27年、28年にかけて総額11億9,500万円の事業費でもって来年の29年2月末には玖波小学校が完成する予定です。大竹小学校、小方小学校、小方中学、小方学園、そしてこの玖波小学校の新校舎建設、建てかえにより一連の学校改修、つまりは市内の学校施設の耐震化は終わります。耐震化率は100%を達成します。確かに耐震化などの備えができた新しい学校で学べることは、児童生徒の幸せのみならず、教職員の教育環境の改善にもなり、そして地域・保護者の方々の安心・安全にもつながっていきますし、災害時における拠点としての位置づけは大きなものがあります。

また、この玖波小学校の耐震化は、今後、玖波小学校が現在地で長く存続することを示したものです。同時に新たな課題は、莫大なお金をかけたこれらの学校施設が今後も永続的に地域に根づいた教育施設、教育現場として高い評価、信頼を受けながら存続・発展し、変わっていきけるかです。そのためには、本市の次のステップとしては、大竹市の現状にマッチした事業ができないだろうか。本市の学校環境、授業内容、取り組みが他市町には例を見ない画期的な事業、秀でた学力の提供など学校経営のあり方が問われることを意味してもいます。児童生徒の指導については、国が細部にわたって具体的に示し過ぎると指導が画一的なものになり、特色ある授業、学校の特徴がなくなっていく可能性があることから、ある程度学校や先生に委ねている、つまりは校長先生の責任のもとに実行されていると聞いています。

御承知のように、教育行政の改正により首長権限が強化されましたが、私としても首長の強権を望むものではなく、地域から愛される保護者、児童生徒が大竹の学校で学んでよかった、住んでよかったと思ってもらえることが教育行政改正の目的、そして趣旨だろうと思っております。つまりは学校とは学ぶ場所であり、生きていく、成長するためのすべを習得していく、人としてたくましく、優しく、おもしろく生きていくことがつくり出す、醸し出す現場ではないかとも思えます。

次の学習指導要領の改訂の核とはアクティブ・ラーニング、AI研究だと言われていますが、どこまで学習指導要領に遵守するのか、許容範囲が許されるのかわかりませんが、日本一、中国一、県内一の教育を発信、目指すならば、特異なこと、他にはまねできないようなことを考えねばなりません。公平・公正が教育とは思いません。その壁を取り除くくらいの気概も教育だとも考えます。大竹市が周辺にある大切な地域資源をなぜ身近な教育素材としてもっと生かせないのかとも感じます。

まち・ひと・しごと創生法の第一条、目的には、人の項目については、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、しごとの項目には、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出とあります。そしてそれらの施策を総合的かつ計画的に実施するともあります。教育策、学校づくりは1つの行政のあり方、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかける等の創生法の推進戦略としては極めて重要でございます。

特に人口減少とともに生産性人口が減っていくことに本市の危機を感じています。教育環境、教育改革の変革は、人口増、維持に向けた力強い戦術、戦略です。大竹市の成長の鍵を握っています。教育という名の人づくり、まちづくりは極めて大切です。ついては、学校施設耐震化100%を達成しようとしていますが、地域性、特性を勘案した教育内容の充実、整備の対応、改革について教育長のお考えを求めます。

あわせて小学校建設が一段落していく中、これからも切れ目のない子育て環境を維持、構築していくことが必要である。また、まちづくり、人口対策の一環としての教育費の確保・充実は今後も大切です。財政状況が厳しい折ですが、他施策とのバランス、そして優先順位において、奨学金の返還免除事業など今後の教育費のあり方、方向性について市長の姿勢をお伺いします。

以上です。

○副議長（田中実穂） 市長。

○市長（入山欣郎） 私は、市長に就任させていただきましてからずっと基本姿勢といたしまして3つの大切ということ掲げてまいりました。その中の1つに、大竹で生まれた、あるいは大竹で育った子供たちが大竹で子育てをしたいと感じられるまちづくりを進める。大竹っ子を大切ににつきましては、現在わがまちプランの基本目標、大竹を愛する人づくりとして、まちづくりのエンジンとして位置づけているものでございます。小中学校の耐震化などハード面での環境整備が一通り終わりましたが、大竹を愛する人づくりが終わったわけではございません。ソフト面での義務教育の充実につきましては、今後も必要であると思えますし、教育の機会が得られますよう奨学金などの環境整備、さらに大竹に戻っていただいた方には、奨学金の返還免除などの事業も継続して一人一人が大竹を愛する気持ちを持てるよう、これからも各種施策を展開してまいりたいと思っております。大竹に生まれ、育ち、大竹で暮らし、次の世代を育てる。当初予算の提案でも申し上げましたが、行政は中長期的な視点に立ち継続していくことが大切でございます。これからも長いサイクルでの大竹を愛する人づくり、子供たちの教育施策を継続してまいりたいと思っております。

○副議長（田中実穂） 教育長。

○教育長（大石 泰） 教育への御質問、御提言まことにありがとうございます。学校教育におきましては、将来を担う子供たちがこれからの社会をたくましく生き抜く力を育てていくとともに、郷土を愛する心を育てていくことが重要だというふうに思っております。郷土を知り郷土を愛する心を育てる地域学習については、現在各校におきまして総合的な学習を中心に取り組んでいるところでございます。小学校では、大竹のまちを探検し、そして大竹の自然・文化・歴史などを調べたり地域の人から昔の遊びなどを学んだりしているところでございます。中学校におきましても、2年生の全ての生徒が市内の事業所で5日間の職場体験を行い大竹で働くことの意義や大切さを学んでいます。ただし、これらについては系統性や計画性、そして市内各校の横の連携などが課題であると捉えておりますし、今後取り組むべきものと考えているところでございます。

広島県教育委員会が進めている主体的な学びを本市においても積極的に取り入れて、児童生徒一人一人がわかった、楽しいと感じる授業の創造に努め、そして生涯にわたって学び続ける力、グローバル化に向けての国際感覚などを育てまいりたいと考えております。そして議員御指摘のように、子供たち一人一人が大竹に誇りと愛着を持ち、将来大竹で働き、大竹に住もうと思ってもらえるように教育内容の充実、そして教育施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（田中実穂） 14番、原田議員。

○14番（原田 博） 長時間、済みません。もう少々で終わりますのでお願いします。

2011年3月11日14時46分、東北地方などを襲った東日本大震災。あの時間から5年を経過しようとしています。私としても何が復旧したのかよくわかりません。見えない終息への道の中、傍観者、また批評家に終わるものであってはいけないと思います。復興の中、被災されました皆様のお心・お気持ちに何が起きているのか。想像すれば、安易な、耳ざわりのよい言葉でもっての解決はないと思っております。いつになったら皆様のお心に安堵、平安が訪れるのか、皆様の御健康を願うものです。

一方、先ほど申しましたけど、私たちの周りにも2017年に米軍再編に伴う米空母艦載機59機の移駐が予定されております。米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる代執行訴訟で、福岡高裁那覇支部が示した工事中止を示す和解案を国・県とも受け入れましたが、岩国市の福田市長は国の対応を引き続き注視する姿勢を示しておられます。普天間移設の見通しが立たないうちに艦載機移転を切り離して進めることは認められないとの基本姿勢を堅持されていますが、その先、移駐によって何事もないよう、事故がありませんように、悲しいことが起きないことを確保していくことが私たちの活動だと、そういうふうに思っております。

先ほど来、質問での御答弁は30年先、50年先の将来を考えたまちづくりを行うためには安定した財政運営が不可欠、一定の財政規模を維持していくことの必要性、また人口減少が地方財政に与える影響として、住民税などの税収の減、行政需要の算定額の減少、その行政需要の算定額の際には、地方交付税制度の中で地方の行政需要をはかる単位として人口を定めているものが多く、そのため人口によって地方税や地方交付税を含めた一般財源

総額が変わることから、人口の維持は安定した財政運営のかなめ、今後もこの大竹の地が企業にとって生産拠点や研究所として新たな設備投資の対象地として選ばれ、継続して活発な生産活動を行っていただけるよう20年、30年後を見据えながら今できることを道筋を立てて取り組んでいく。

また、先ほど教育長の御答弁では、子供たち一人一人が大竹に誇りと愛情を持ち、将来大竹に住もう、働こうと思えるように教育内容の充実や教育施策の推進努力、将来の展望をしっかりと見据えながら今できる一步を考え続けることが安定した財政運営に寄与するものであり、来年度予算案の使命、方向性だと思っております。

それが入山市長は、一昨年、市制60周年を迎えたときのインタビューで、中国新聞記事には、財政が厳しさを増す中、若い世代を支援するには高齢者に我慢してもらう必要があり、きちんと説明をしていく。また、大竹市は昼間、よその市町から6,000人が働きに来る。その半分でも移住してくれば一家族を3人として1万人ふえる。家族が居住地を決める要素は、1、教育、2、医療、3、買い物などの利便性だ。この3つを充実させる必要があり、その1つの教育の充実を狙って市内に小中一貫校をつくった。さらには企業誘致への取り組みは、市税の半分以上を上場大手7社が占める企業の海外移転や国内の工場集約が進む中で、ある日突然、工場がなくなることも想定しなければならない。次の産業をにらみ、魅力ある地域にするための分析が必要だ。基本的には自然災害が少なく、大型タンカーが入るほどの水深のある港を持つ強みなどがあるなど、私の質問と通ずるものがあります。この記事にもありましたが、本市には特筆すべき地域資源が数多くあります。先ほどの質問の中身は、地域資源、大竹市の特徴、成り立ち、存在を論じたものであり、少子化、人口減、高齢社会においてその資源をいかに活用していくのかが今からの政策務めであり、平成28年度当初予算案の位置づけはその点にあるものと理解しております。

終わりに、私たちは未来がどうあるべきかを考えないとはいけません。限られた予算をどう充填していくのか。幸せな地域を生み、育てていかねばなりません。それには大竹を愛し、将来を担う次世代の子供たち、孫たちの社会をどう構築していくのか、その責任をどう果たしていくのかが問われます。以上を申し上げ平成28年3月議会総括質疑、一般質問を終わります。

○副議長（田中実穂） 続いて10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 風の山崎でございます。私の今議会での質問は、子供たちがいっぱい
のまちづくりをしませんかと題しまして、学校給食の無料化と子ども医療費助成制度の一層の拡充で、子供たちがにぎわう大竹市づくりであります。本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略と大竹市人口ビジョンを作成されました。私は昨年の12月議会で、まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンについて一般質問で取り上げ、市長のお考えを伺ったところでございます。再び地方創生、人口ビジョンの中でも私が最も大切ではないかと考えています子育て支援について現状を把握しながら、どのようにこのまちの子育て支援と定住促進、若者の希望の実現を進めていくかについて取り上げてみたいと思います。

折しも総務省が2月26日に発表いたしました2015年10月1日時点の国勢調査の速報値に

よりますと、外国人を含む日本の総人口は1億2,711万47人で、5年前、2010年の前回調査から96万7,000人減少し統計調査が始まって以来初めての人口減となりました。一方で、東京圏——埼玉、千葉、東京、神奈川——の人口は51万人増加し、引き続き東京一極集中が続いていることを明らかにしました。今後、日本全体の人口が予想だにしないスピードと規模で減少し続けると指摘されています。安倍晋三首相は、同日の衆議院総務委員会で、地方がみずから描く未来を実現できるよう国が支援し、東京一極集中の流れを反転させたいと自治体の人口減少対策を後押しする姿勢を強調されました。

広島県下においても2005年の国勢調査から1万5,780人減少し、これは神石高原町の9,224人と安芸太田町の6,460人を合計して1万5,684人ですから、そっくりこの2つの町の人口がいなくなったことに匹敵します。それでもまだ103人不足しております。まさに衝撃的な人口減少の数値です。このことを私たちは真剣に受けとめなければなりません。

国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、今後の基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決など3つの基本的な視点から取り組むとされています。この基本的な視点に立って目指すべき方向は活力ある日本社会を維持することであるとしています。その活力ある日本社会を実現するため、今、全国の地方自治体が人口減少、超高齢化社会の解消に向けて取り組んでいます。人口減少に歯どめをかける、若い世代の希望を実現させる、2060年に1億人程度の人口を確保する、出生率の改善で高齢化率を改善する、人口の安定化で生産性の向上を図ると、このように目標は設定されています。若い世代の希望がかない、安心して結婚・子育て・就労のできる環境づくりに向けて、市と地域社会や企業が協力するまちを早急につくり上げなければならないと考えています。私は若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現の観点から、子供を産み育てられる社会の実現に向かって今から直ちに取り組むべき必要があるし、直ちに組み組めば大竹市の将来を変えられる、この立場で質問いたします。

12月議会で入山市長は、私の質問に人口ビジョンは高齢化社会の進行や出生率の減少、若い世代の流出など人口減少問題を市民の皆さんと共通認識し、今後目指すべき将来の方向性を明示しているとされ、人口問題を根本的に解決するためには出生数がふえるなど自然増減を改善することが大前提であるとの御答弁をいただきました。

初めに学校給食費の無料化について問います。私たち大竹市議会は、平成22年12月議会において安心安全対策特別委員会、再編交付金使途事業計画に関する決議で、学校給食費の無料化・住宅取得助成制度の2項目、妊婦さん通院補助など4事業について企画書を、また、小児医療施設の充実、西医療センターの充実の2つの意見書を本会議で全会一致採択しているところでございます。

初めに問います。この決議から5年が経過いたしました。この決議に対する市長のお考えを問います。議会の要請に応えられ、妊婦さん通院補助事業は事業化されていますが、住宅取得助成制度と学校給食費の無料化については実現していません。改めて学校給食費の無料化で子育て支援・定住促進を強力に進めていただくよう提案するものでございます。お考えをお伺いいたします。

学校給食費無料化の企画書の背景と課題では、市内小中学校の児童生徒数が年々減少している。近隣の市町では、学校給食費の無料化などにより子育て世代にアピールし、本市から転出する世帯もある。子育て世代に教育費の負担は大きく、中でも給食費が毎月学校に支払う学級費に占める割合も大きいと市外流出と保護者負担の厳しさを指摘しております。本市に定住化される人の確保は本市に課せられた目標で、第五次大竹市総合計画まちづくりの基本方針である有効な即効性のある施策の断行は、特に重要、必要であると結論づけております。その目的では、子供は本市の宝であり、この制度により将来の大竹を担う人づくり、大切な子供の教育の充実、子育て子育ての支援に積極的に取り組んでいることを市内外に向け強烈なメッセージを発信する。子育て世代の経済的負担感を減少させ、子育て世代の流出を防ぎ流入を促進する。次に期待する効果では、本市の子育て支援策には、入院・通院の医療費助成制度など多くの事業が挙げられるが、この事業が制度化されれば本市の強力な子育て支援策だけにとどまらない定住促進に対する本市の積極的な取り組みが示されることにより生産者人口、特に子育て世代の定住促進、人口増などが期待されるとなっています。まさに今、社会の要請であります若い世代の就労・結婚・子育て支援、若者の希望をかなえる政策そのものであります。決議の企画書にあります目的・事業概要・期待する効果について市長のお考えを問います。

前述いたしましたように現在全ての地方自治体が出生率の向上に向けた取り組みをしています。各自治体の努力のいかにもなく、残念なことにまだまだ少子高齢化に対応した施策としては力強さに欠けていると思っています。昭和50年には人口3万8,000人を突破した大竹市も、昨年の国勢調査によりますと人口は2万7,883人、ピーク時から人口減少は1万人強、しかも14歳未満が占める割合は低く、平成27年4月では3,121人、11.1%でありました。今こそ人口減少を食いとめ、若年層の定住化を図らなくてはなりません。保育料の助成や拡充された医療費の無料化などとともに、学校給食費を無料化されれば本市の結婚・出産・子育て支援が大きく進むことは間違いありません。伸び盛りの子供たちに栄養価が高く、安全で成長に必要な昼食は経済状況にかかわらず食べさせれば、日常生活の安定と心身の健全な発達をもたらすものと考えます。少子化対策として今こそ地方自治体が児童福祉の目線からも取り組むことが必要と考えます。市長のお考えを問います。

次に子ども医療費助成制度のより一層の充実について問います。今回、入山市長は28年度予算におきまして、国や広島県に先駆けて乳幼児等医療費の助成制度を充実させられ、従来12歳年度末まででありましたものを15歳年度末までに拡充されるとともに、所得制限を廃止されると提案されました。子供たちを育てている子育て世代にとっては大きな支援で、高く評価されるものであります。しかし、医療費助成制度は中学生までとされましたが、一部負担金が残されたことで、18歳未満までの支援と一部負担金の廃止を求めていた子育て世代にとっては完全無料化の願いが先送りされました。このことは大竹市の子育て支援政策が力強さを失ったと思うわけであります。もちろん医療費助成は福祉の観点からも大切なことは言うまでもありません。保護者の皆さんがいつでも安心してお金を気にせず子供の医療が受けられるという子育てにとって一番大切な部分が先送りされたことになります。子供がけがをしたときや病気になったときに、お金の心配なく医療が受けられる。

子供の医療費助成制度が充実している自治体では、安心して子育てができ、子育て世代の保護者にとって最大の安らぎではないかと考えます。保険証だけ持っていけばお医者さんに診察してもらえる、こういうことで若い子育て世代がどんなに助かるか。また、お金のことを気にせず医療を受けられるため、早期発見・早期治療が進み重症化の防止にもつながります。安心して安全な子育て支援制度は、子育ての負担や不安をなくし、第2子第3子への子育てに挑戦する気概を養います。

問います。一部負担金、一医療機関で入院14日まで、通院4日まで各500円を存続された理由について問います。子供の医療費助成で子育て支援策を強化することは、子育て世代の定住や出生率の向上につながるということは先ほども申し上げました。そういった意味においても、大竹市の人口ビジョンにあります出生率の向上を大きく前進させるものと思うわけです。出生率を上向かせ定住を促進するためには子ども医療費完全無料化が必要かつ欠かせない施策と考えますが、市長のお考えを問います。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（田中実穂） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） どうすれば、産もうと思えば多くの子供を産み育てることができる社会システムができるか。具体的な御提案をいただき考える機会をいただきました。ありがとうございます。

それでは山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の学校給食の無料化に関する御質問にお答えいたします。後ほど教育長からもお答えいたします。学校給食費の支援については、平成21年度に定住促進アクションプランを策定した際、また平成22年12月に再編交付金使途事業計画に関する決議を受けて以降、給食センターを整備した際などに検討を行った経緯がございます。欲しいと思うだけの子供さんを産み育てられるまちにしたいという思いから、先般策定いたしました大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、子育て支援策は若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという1つの大きな柱となっています。しかし、市は限られた歳入の中でしか支出することができませんので、今回は2点目の御質問の子ども医療費の中学生までの拡充を提案させていただいたところでございます。妊娠から出産・子育て・教育に至るまで切れ目のない子育て支援策についてやりたくても全てを行うことができないのが現状でございます。また、すぐには効果が見えないこれらの支援策は、一度始めたら効果がないからといってすぐにやめられるものではございません。ともすれば自治体間の過度なサービス競争を誘発するだけで、人を取り合って終わってしまうことだけは避けなければなりません。現在のところ、すぐに学校給食を無料化することは考えておりませんが、周辺市町の動向や既に導入しているところの効果は注視していきたいと考えております。

次に2点目の子ども医療費の完全無料化に関する御質問についてでございます。このたびの乳幼児等医療費支給条例の一部改正におきまして、医療費自己負担分の無料化を実施しなかったのは、無料化を実施することで市民の方が自宅療養等で済むような軽微な症状で医療機関を受診したり同じ薬や似たような種類の薬を受け取ったりすることにつながり、

医療費の増加に拍車がかかることが懸念されることが大きな理由でございます。行政は収入と支出の全体のバランスの中で、どこまですることができるかを考えなければなりません。本市としては、少しでも長く子供の健全な成長と安心した生活が送れるような制度とするために一部負担金を残した形で年齢を中学生まで拡充し、市内在住の子供に対し平等に医療機関への受診機会を与えられるよう所得制限を撤廃したものでございます。

以上で山崎議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（田中実穂） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは山崎議員の学校給食費の無料化についての御質問にお答えします。

全国の自治体の中には子育て世代の支援や少子化対策、人口減少防止策として給食費を無料化する自治体が出てきております。近隣では和木町が給食費の無料化を行っております。広島県内では初めてとなりますが、来年度から神石高原町で給食費の無料化の取り組みが開始されます。

学校給食にかかわる経費につきましては、学校給食法により施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者が負担し、その他の経費すなわち材料費は保護者が負担するということが定められております。本市におきましてもこの規定に基づいて給食費を納めていただいているところでございます。

さまざまな考え方があろうかと思いますが、食を大事にする観点から言えば自分が食べる給食の費用を無料化ということが果たして子供にとってどうなのか、少し疑問を感じているところでございます。小中学校9年間の学校給食を通して、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう、また食の大切さを知り食物の生産等にかかわった人々への感謝の心を育むなどの取り組みに今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上で山崎議員への答弁を終わります。

○副議長（田中実穂） 10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。先ほどと前後するかと思いますが、医療費の質問からちょっとさせていただいたらと思います。

今、一部負担金のお話が出てきました。結局、重複して薬を受け取ったりいろいろ病院を回ったりというようなことで、かえって医療費の負担がふえるというような理由もあるんだというお話だったように思います。いわゆるコンビニ受診と言われているものだと思うわけですが、子供が入院する場合があります。その多くというのは小児特定慢性疾患と言われている小児がんとかぜんそくとか糖尿病などの11の疾患、これは18歳未満までは国の制度による医療費が助成されるということになっている。引き続き治療が必要な場合は20歳まで県の医療費の助成が対象とされるということでもありますから、こういった病気については公的な補助があるということでもありますので、今いわゆる大竹市の子ども医療費の助成は該当しないということだと思います。

それから小学校の児童や生徒はですね、学校管理下での負傷とかけがなどは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に全児童が参加されていますから、学

校や通学路などでの障害やけがなどは子ども医療費助成制度の対象にはもちろんならない。そのほかにも小学校入学前までは広島県の福祉医療公費負担制度でありますから、これは県の助成が受けられるということでありまして、乳幼児等医療費助成制度というのが県で実施されておるということでもありますから、小学校入学以降が大竹市の子供の助成制度として財源から出さなならんという部分だろうと私は思うわけでもあります。

また、生活保護とか心身障害などの場合は、ほかの公的な補填される制度というのがある。このように小さく見ていきますと、実際に大竹市の助成制度の財源として宛がわなならんという部分はかなり減少してくるのではないかと私は思うわけです。

そこで、この子供の医療制度、どのような助成制度があるのかということについて、大竹市のいわゆる子供助成制度以外に、例えば生活保護の方は免除されておるとかそういういろんな制度があると思うんですが、これがわかればお伺いしたい。

また、28年度の当初予算案では乳幼児等医療費助成費というのが5,200万円となっております。当然この中には県費が入っておると思うわけでもあります。この県費部分を引くと実際に大竹市の助成部分は幾らなんだというのをちょっとお伺いしたい。ですから、こういう助成制度や県費を引き抜くと、実際に大竹市が独自に負担せなならん金額というのはもっと少なくなるのではないかと私は思うわけです。こういった私のような考え方についてちょっとお伺いしたいんですが、実際のほかの制度の助成あるいは大竹市の負担部分が幾らになって県費が幾ら。それから、これを差し引いてもっと大竹市の負担部分がふやせないかということの3つの質問でございますが、よろしくお願いたします。

○副議長（田中実穂） 答弁をお願いします。健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 子供に係るその他の公費を負担できる医療ということでございますが、まず先ほどおっしゃられました生活保護に係る、あるいは重度心身障害者の助成事業、ひとり親家庭の助成事業、このようなものが基本的には別の医療、乳幼児医療に優先してされるものであります。その残った部分が乳幼児医療の助成制度ということになります。本市の場合で申し上げますと、一部負担につきましては、現在のところ今までの状況でありましたら小学生までということで、26年度実績ということで申しわけありませんが、約4,700万円の一部負担を予定しております。このたびの部分で中学生までに拡充するということになると、約5,800万円が必要となるということで、その差で申し上げますと約1,100万の追加の負担が必要ということになります。

もう1点は申しわけございません。

○副議長（田中実穂） 10番。

○10番（山崎年一） 今、私が申し上げましたのは、今年度の予算5,800万円でしたかね、今年度の予算の中に県費部分というのがあるんだと思うんですが、この県費部分というのは幾らかというのを伺いたいんです。そうしますと大竹市が負担せにゃならん金額というのが当然出てくると思うんで。

○副議長（田中実穂） 5,800万は来年度予算ですよ。健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 申しわけございませんでした。乳幼児医療の給付費につきましてはの県支出金ということでございますが、平成28年度予算で約3,400万

円でございます。

以上です。

○副議長（田中実穂） 10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） そうしますと、県費が3,400万円ということになりますと、28年度予算で言えば5,800万円が予算でありますから、実際には大竹市の財源から出ていかにやならん金額というのは一千七、八百万円という解釈でええんでしょうか。そのところをもう一度確認させていただきたいというのが1点と、それで済みません、次に続かせていただきます。

本市の子ども医療費支援というのは先ほども申し上げましたが、国や県に先駆けて進められてきました。この制度は子育て家庭の経済的負担の軽減や、乳幼児や児童の健康保持に重要な事業であり、少子化対策としての大きな役割を果たしています。おくれればながら、やっと国においても昨年からは厚生労働省が子ども医療費制度検討会を発足させ、全国一律のサービス提供制度の検討が始まったところでもあります。本市におかれましても国や県に先駆けて中学校卒業まで決断されたことに大竹市の子育て支援が広島県下でも注目を集めるということは間違いありません。入山市長の議会答弁でも、子供の健全な育成や健康のことを考えると、子どもの医療に対する助成は必要不可欠と考えております。市長会でも要望していますとおり、国が一律に制度化して実施していくべきであると考えます。国においては前向きに検討していただきたい。全国近隣の市町の動向を踏まえて検討していくと非常に前向きな答弁をいただきました。

各自自治体が定住促進に向けて子育て支援策を充実させているのは人口ビジョンの出生率目標1.8を目指しているからではないかと思うわけです。子育て世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえるということは、若者の定住を獲得したいからではないでしょうか。

ところで府中市も大竹市と同様に15歳になる年度末まで対象者を拡大すると発表しています。しかし、三次市が来年、従来15歳年度末までとしていた助成制度を広島県内14市では初めて18歳年度末まで引き上げると発表いたしました。一部負担は残りますが、安芸太田町、神石高原町に次いで県内14市目の中では初めての市としての取り組みであります。今や児童や乳幼児の医療費の無償化は全国の自治体に広がりを見せていることは明らかであります。高校まで拡大した場合、三次市の試算では1,500人、3,000万円の上乗せを見込んでいますと発表しています。大竹市が高校生までに医療費助成を拡大された場合、概算でどれぐらいの金額になるんでしょうか。小学校児童と中学校生徒、高校で医療費の負担はどのようになるとお考えですか。もし、数字のことですから難しければ結構でございますが、わかれば分けてお知らせいただくと非常に私ども素人も理解しやすいと思います。それで、他市に先駆けて三次市のように18歳年度末まで拡大されるというお考えについては、どんなものでしょうか。

以上、3点についてと先ほどの1点、合わせてお願いいたします。

○副議長（田中実穂） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） まず先ほど県の支出金につきまして答弁申し上げましたけれども、誤っておりましたので改めて数字を申し上げたいと思います。先ほ

ど申しあげました約3,400万といたしますのは、その中に再編交付金というものが含まれておりましたので、県費の部分で申しあげますと1,300万円ということになります。

それと、各段階ごとで三次市さんが高校生までということでございますが、小学生まで、中学生までと段階に分けた場合、本市の場合の負担ということになりますと、概算で申しあげます。小学生までということになりますと約200万円の追加の負担が要ります。中学生までということでは約1,100万円の追加、合計して5,800万円程度要ということになるかと思えます。高校生までいきますと全体で約6,500万必要となります。ですから現在の4,700万から6,500万にふえるということで、約1,800万程度の負担がふえるということになります。

以上でございます。

○副議長（田中実穂） 10番。

○10番（山崎年一） 結局、18歳年度末まで拡大するという気持ちはないというお考えでよろしいでしょうか。そのところが1点答弁漏れがありますので、後でお願いします。

それで、実はこの医療費の助成制度であります。厚生労働省が26年3月24日に発表しました乳幼児等に係る医療費援助についての調査結果、これは25年4月に実施したものでありますから今から3年前に実施された調査であります。3年前だということをもとに置いていただいてこの議論に入りたいんであります。この調査結果、1,742市町村に対して調査をしたということですが、所得制限なしが1,349自治体、77%。所得制限ありが393自治体、22%。自己負担なしが984自治体、56%。自己負担ありが758自治体、44%の結果が出ております。要するに3年前で所得制限なしが956自治体、55%を上回っておる。自己負担なしが226自治体、12%も上回っておる。要するに3年前に大竹市より日本全体の医療費の助成制度はもっと進んできたということであり、そういった意味においては市長さん私、先ほど12月議会での答弁を引用いたしました。近隣市町や全国的な状況を調査しながら進めていきたいということでありました。そういった意味においては所得制限なしが956自治体、自己負担なしが226自治体を上回っておるという意味においては、ぜひ大竹市がこの制度については少なくとも、表現は悪いかもわかりませんが、全国自治体より少し歩みが遅いのかなというふうに考えます。

それで、通院に対する助成は何歳までかという調査をしておりますが、15歳になる年度末までが831自治体、18歳になる年度末までが155自治体です。これも大竹市に先駆けて831自治体、58%の自治体が15歳年度末まで通院費を助成した、こういうことでもあります。

入院に対する助成は、じゃ何歳までかということでございますが、これも15歳になる年度末までが1,103自治体、18歳になる年度末までが161自治体ということですが、入院部分でも本市に先駆けて1,103自治体、63%の自治体が15歳になる年度末までの助成を25年4月の時点していたということになります。25年4月ですから現在はもっと自己負担なしや18歳年度末まで、通院費の助成または入院助成が増加しているものと思うわけでありませぬ。

確かに今回の大竹市の子ども医療費助成制度は評価します。県下でも自治体で言えば5番目ぐらいに評価される所々でありますから、非常に評価はするわけでありませぬが、全

国的な統計から見ると、決してそう進んでおるということではないということが今の統計調査から見えます。そういった意味では、やっと全国並みにそろえていただいたというのが実態じゃないかと思うわけです。これは厚生労働省が発表したものでございますから間違いはないと思うんであります。それで、自己負担なしの自治体が984自治体、自己負担ありが758自治体です。自己負担なしが226自治体上回っている。この現状をどのように判断されますか、このところについてのお考えをちょっと聞かせてください。

それから要保護の場合は一部負担金もありません。この要保護の児童の受診もやはりこのコンビニ受診、いわゆるコンビニ受診と言われる受診の仕方があるのかどうか。といいますのは、要保護の児童は助成されてるわけですから、助成したらコンビニ受診がふえるんだと言われるわけですから、要保護の人たちに実際にコンビニ受診という結果が出ておるのかどうか、そこのところをちょっとお伺いしたい。コンビニ受診が出るとんだということであれば根拠もお伺いしたいというふうに思います。

それで、施策が横並びでは政策的効果は見られない。要するに、よそのまちもいろんな政策をやったけどそろえとるということでは政策的効果はないと思うんであります。政策的な効果を上げるためにはどうしても先進的な取り組みが必要だという意味において、前を走っていくという自治体でないの、なかなかこういう子育て支援とか定住促進は難しいんだと私は思うわけですが、ここについてのお考え、政策的効果についてお考えをお伺いします。

それから子ども救急電話相談、要するにコンビニ受診が多かったり夜子供を連れて病院に駆け込んだりするということがあるということで、子ども救急電話相談#8000というのがあるんだと思うんですが、これは大竹市としてどのように活用してらっしゃるのか。ここについての考え、ちょっとただらだらと申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○副議長（田中実穂） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木 治） 国の状況につきましては、まさに山崎議員さんがおっしゃるとおりで、25年の4月から、また26年の4月に向けてかなり進んでいるという状況については私のほうも承知はいたしております。私のほうもこの乳幼児医療の制度を拡充してまいりたいということでありましたので、やはりいろいろと悩みもありました。先ほどのコンビニ受診というお話がありましたけれども、一般的に言われておりますのは2つのことが言われております。無料にすると病気を予防する注意や努力を怠りがちになるんじゃないか、またちょっとした病気でも医療サービスを受けようとする、コンビニ受診ということです。それが過度に働くと、このこと自体が社会的な損失になるんじゃないだろうかというようなことでございます。

私のほうも周辺の自治体、廿日市市であれば未就学児無料、岩国市であれば小学生まで無料ということがございます。その部分につきましては、平成25年度でございますけど、実際の通院について1人当たりの日数ということになりますと、未就学児でいきますとやはり大竹市に比べて無料化のところは2割から3割、1人当たりの医療費も同様でございます。小学生の部分について岩国市と比較しても大竹より2割、3割多いというのが現実に出ております。入院については差が見られにくいということでもあります。そういたします

と、その部分をどう評価するかということで私どももちょっと悩みもございました。

全国では非常に進んでおります。広島県と山口県については同じように自己負担があったりとか、そこまでないんですけども、岡山県になりますとほぼ無料化、県も率先してやってるような状況でございます。ただ、うちのほうも広島県内を見渡しまして、何とか県内では上位に行きたいなということもありました。そういう中で、どこまでいけるだろうかということもありました。最後に来ますのが財源のお話がどうしても出てまいります。その中で県内では何とか上位に食い込む中で、財源的にも何とかしてまいりたい。といいますのが、こういう医療費の制度といいますのはなかなか制度の工夫というのが難しく、やってしまうとどうしてもずっといつてしまうということで、やはり安定的な、持続的なものは何かできないかということの中で、現時点では今の状況で御提案申し上げさせていただいたというのが実情でございます。

そのことで18歳という部分についてのお答えにもさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（田中実穂） 10番。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。大変前向きと言いましょか、真面目な御答弁をいただいてありがとうございます。

それで、今議論になっておりますいわゆるコンビニ受診と言われる部分であります。実は28年2月25日厚生労働省が子ども医療制度検討会を開きました。その席で釜薙敏さんという日本医師会常任理事で、群馬県の高崎市小児科医の神経科医さんでいらっしゃいますが、厚生省の子ども医療制度検討会の委員であります。この方が子ども医療助成制度でいわゆるコンビニ受診のような不適切な受診は生じていないと、こういう発言をしていらっしゃいます。

それから、また阿真京子さんという方が同じく小児科医でいらっしゃいまして、この人も子ども医療制度検討委員会の委員でありまして、知ろう小児医療守ろう子ども達の会の代表だそうでございますが、この方もいざというときにちゅうちょなく医療機関にかかれる仕組みは非常に重要であるということで、ぜひ助成制度はしっかり生かすべきだという話をされています。

それで、ここにコンビニ受診の背景にある親たちの時間の貧困ということで、長野県の飯田市の小児科医、日本小児科学会の専門医の和田 浩さんという先生が書いていらっしゃる注目の記事なんですけども、小児科医の中から窓口負担はあったほうが良いという意見が出てきました。安易な受診、投薬・検査はよくないからと小児科医たちは正義感から善意で言っていたのです。断じて貧乏人は医療を受けられなくても仕方がない、必要なことなんだと思っていたわけではありません。でも貧困層は忙しいんです。シングルマザーのダブルワークやトリプルワークは普通です。昼間に子供を病院に連れていくことができず、夜にしか連れていけないということもあるんです。お金の問題だけではなく、夜間に子供を病院に連れていったことで責められる親たちは、昼間に連れていこうとすれば収入機会を失うことになる。病気の子供に治療を受けさせず、どうしようもなくなってから救急車を要請したら、なぜこんなになるまでほったのかと責められることになる。

どの選択肢も救いが無い、究極の選択だ。正義感を持っている善意の小児科医たちは、窓口での自己負担のために病院にかかれず医療を受けられない子供がいる事実を知りません。親も子も自分は貧困状態で困っていますと声を上げることはない。自己負担によって病院を訪れる機会が減れば、困窮している親子の存在はさらに見つけられにくくなるとおっしゃってまして、実はNHKの解説アーカイブスという番組があります。これは昨年9月8日に放送されたものでありますが、この中で注目的なことを関連して書いておりますのですが、日本では17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあるとされています。国民の平均的な所得の半分を貧困ラインと言いますが、平成24年の国の調査では、この貧困ラインは122万円で、その基準に満たない所得層にいる子供たちが6人に1人、300万人以上いる。そういう人たちは子供が病気になっても医療機関で治療を受けられない、受診抑制の問題が研究者の調査によって明らかにされています。3年前に貧困問題の研究者のグループが西日本の小中学校合わせて6,000人余りに調査を行ったところ、親が子供を病院へ連れていったほうがよいと思いつつ実際には受診させなかったケースが1,200人余りいた。このうち128人は医療費の自己負担金を払えないという理由で受診を控えていたということであり、これはNHKのアーカイブスという番組で放送された内容でありますからお断りしておきます。

実は私も孫がおりまして同居しておるんでございますが、昼は元気なんです。子供というのは特に昼元気なんです、夕方になると熱が出て、どうなるかいねと思うような大変な状況になって病院へ夜連れていかないけんいうことがある。どう言いますか、昼間は元気だから大丈夫だろう、あした連れていきゃいいわと思いつつ、あすの朝まで待たなくて病院に駆け込んだというような状況があります。子供というのは一刻一刻状況が変わってくるというのが実態だと思つたらいいですね。ですから、そういった意味においては今のコンビニ受診、先生のお話もありましたし、これは厚生労働省の検討委員会の議事録から出てきたものでありますから決して間違いなことじゃないと思うんでありますが、そういう状況だと、実態があるということをお話していただいて、この子ども医療費助成制度をしっかりと充実させていただきたいということをお願いして、2番目の給食の問題の質問に入りたいと思います。

先ほど来、財政的な問題あるいは給食自体を無料で食べさせるということがいいかどうかというような疑問点もあるというふうなお話も伺いました。確かにそういう御意見もあるかと思つています。それで、日本の人口は平成20年から減り始めてきたということは皆さん御存じだと思つております。しかし、大竹市の人口は国に先駆けて33年も前から、もう一貫して減り続けておる。深刻なのはこの人口減少状態が下げどまりしないんですね。今も引き続いて減少し続けておる。そういったことにおいて、私は何らかの対策が必要なんではないかと思つております。

人口が増加したまちというのはいろいろ見てみますと、20歳代から40歳代の人口の割合が高くなったり、あるいは地方の市町では人口が増加したり、あるいは住環境の整備が進んで子育て支援等の取り組みが進められることで人口の流入や定着が進んでおる。若い世代、子育て世代の人口割合が高まってくるということが大きな要因だと言われ

ております。現在、1億総活躍社会を目指すと言われております。共働きがふえ父も母も夜遅くまで働き、核家族など家族の姿が家庭に少なくなる環境の中で、子供たちが一日の食事の中で安定して食事が食べられるのは学校給食だと言われております。学校給食の無料化で子育て世代の定住促進と子育て支援を力強く進めることができれば、私は大竹の人口減少に歯どめがかけられるのではなかろうかと、こういう希望を持って今回の提案をしておるわけでございまして、そういった意味でこの定住促進のための学校給食の無料化以外に、いやこの施策やればいいんだよと、こういうのをやってみようやという施策があればね、私は別に否定をせんわけですが、これ私が思う範囲内では、この学校給食の無料化以外に現状においてはなっていないかという気がするわけで提案しておるわけでございます。この政策効果についてお考えがありましたらお伺いします。

○副議長（田中実穂） 答弁をお願いします。市長。

○市長（入山欣郎） 返答するのに職員間では勇気が要ることなんで申し上げます。

和木町の人口世帯と推移ということ、職員がデータとして持ってきていております。隣の和木町、昭和26年から飛び抜けて早くにこの制度をやっております。ただ人口推移を見ますと、大竹と同じように今減少傾向で大変苦勞されております。そういうことで、このことが即人口の増加につながるということについては、いま少し検討することが必要であろうかというふうに考えておるような次第でございます。

○副議長（田中実穂） 10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。和木町も大変苦勞してらっしゃるということでございますが、実は和木町はですね、ホームページ見ましたら9年間で36万円お得と。びっくりするような数字であります。年間約4万円、9年間で36万円お得ですよということで、ぜひ和木町に定住してください、移住してくださいということだと思っておりますが、このほかにも小規模自治体を中心にして無料化の進められている自治体があります。2014年5月25日に放送されたNHKのおはよう日本では、全国で50以上の自治体が無料化を行っている、こういう報告をしております。本市と人口規模が同規模の例では和歌山県の新宮市、これは人口約3万人ですが、小学生2人以上いる世帯の2人目から免除する。兵庫県の相生市は人口約3万2,000人ですが、幼稚園から保育所、小学校、中学校で完全無料化などの自治体が見えております。そういった意味で政策的効果はこのまちではあるというところでございます。広島県内では先ほど教育長のほうからお話がありました神石高原町、牧野雄光町長は4月から町内7小中学校の給食費を無料化する方針を決めて、児童数が540人ということで3,000万円を盛り込んでいるという報告があります。

いずれにしても各自自治体、子育て支援、定住促進という意味においては非常に効果のある施策として取り組んでいらっしゃる。実際に見てみますと成果を上げられているという状況であるようです。

栃木県の大田原市、人口7万3,000人余り、児童生徒数が5,800人の市であります。市長が学校給食の無料化に取り組まれまして、無料化の目的と趣旨は食育推進計画と人材育成、少子化と子供の貧困などの対策、保護者の負担軽減、地産地消、子育て支援として積極的に取り組まれています。そういった意味で財源についてもいろいろ工面して捻出して

おるといような報告が出ておまして、最近で言えば2月26日にNHKのスペシャルで岡山県の奈義町、人口6,000人の町を取り上げて報道いたしました。この町は学校給食ではないんですが、その他の子育て支援をしっかりと充実させてですね、新しく生まれた人口が一昨年でしたか60人、出生率が2.81を達成したということが報道されました。こういった中で非常に積極的に取り組んでいらっしゃる町も成果を上げているというのも事実であります。確かに和木町さん苦勞なさっていらっしゃるというようなことですが、反面こういうこともありますので、ぜひ財源的な面といえ、私はやろうとして財源を捻出するためには再編交付金もあるわけですから、決してできないということではないような気がします。

大変長い時間お話ししましたが、引き続いて、この子供たちの医療費やあるいは給食費については前向きに御検討いただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。どうも大変長時間ありがとうございました。

○副議長（田中実穂） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時30分を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時15分 休憩

15時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行いたします。

続いて11番、日域 究議員。

〔11番 日域 究議員 登壇〕

○11番（日域 究） 日域でございます。市民の味方に今は籍を置いております。私の質問は、ある意味では非常に答えやすい質問です。答えるほうにその気があれば、一言で終わってしまいます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は2つの質問をさせていただきます。最初は議会における説明責任というテーマです。過去の説明の内容において不明な点をお尋ねいたします。2つ目は、市営住宅のガス代についてです。発覚と言いますか、わかってから1年が経過しました。なかなか進展いたしません。公開の場で議論をしてみたいと思います。

なお、この3月議会から、この映像がユーチューブに流すことになったみたいです。ぜひユーチューブを見る方にも、すごいな、おもしろいなという議会になったらいいなと思います。そういう意味で頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、最初の件です。大竹市役所という行政組織は、御存じのように市長と議会の二元代表制で運営されています。条例や予算などの基本的なことは議会の議決をもって決定いたします。そこで決まったことを定められたルールで執行するのが市長の仕事です。そうであれば、市長・執行部は議会に対して伝えるべきことは正確に正直に伝える義務があるということは当然のことでございます。いつもと違う特別なことがあればなおさらです。

それをあえて言わない、伝えないということは、これはまさに意図的な隠蔽ということになります。そういう意味で、今回は少々古いですが、平成22年11月29日の議員全員協議会での執行部の説明について質問したいと思います。

5年余り前の話ですが、ある意味で現在進行形の話でもあります。市長におかれては、忘れようにも忘れられない、脳裏にしみついた出来事だと思います。そのことについて市政を預かる最高責任者の誇りをかけて御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

一、二年前でしょうか。私は平成22年に行われた大願寺造成地売却3回目の公募のときの募集要項の開示請求をいたしました。驚いたことに、担当の職員さんは、変更前と変更後と2つがあるんですよ。変更後は資料があります。変更前の上にはありません。ネット上にはあるので、それを取りました。ネット上の情報をプリントして1枚10円の手数料をもらうのは気が引けるんですけども、いいですかと言われたのをよく覚えています。もちろん、いいですよと言いましたけど、そのときは何のことかわかりませんでした。受け取って持ち帰り、その2つの違いを探すのすら結構大変でした。そして、こんなこと、つまり募集期間中に募集要項の変更をする必要がどこにあるのか。よくわからんよね。不思議でした。と同時に、一見ささいに見えるこんなことをわざわざ行うということは、ひょっとしたら何か裏にあるな。可能性はあるなと思いました。ただそのときは、それ以上のことは私にはわかりません。

それからしばらく時間が経過しました。次は最近のことです。これはことしになってからです。そのときの募集要項の変更手続に関する資料の情報公開を請求しました。そしたら、変更する手続として起案書の記録が出てきました。起案書とは、何々をしてもいいですかと言って権限がある人たちに同意を求めるといいますか、稟議書の一種だと思います。この起案書を見て疑問はさらに膨らみました。

実はこの公募のスタートは9月30日でした。平成22年9月30日に公募がスタートしてます。応募予定者からの質問を受ける期間とか説明する期間とか、準備期間が一定期間とってありますから、実際の購入希望の受付は10月21日から26日まで、木曜から火曜まで、6日間ですけども、真ん中の土曜日曜は休みですから実質4日間です。

それで起案書が10月22日に起こされてるんです。10月22日というのは、受付を開始した2日目、金曜日です。そして土曜・日曜挟んで25日、月曜日に印鑑がそろったんですね。決了と執行と書いてありました。だから、皆さんから判がもらえたのできょうから効力発揮ということでしょうね。25日に要項の変更ができて、次の日10月26日に1社が申し込んでます。

本来であれば、26日の火曜日に申し込みがあって28日の木曜日、申し込んだ2日後にプレゼンテーションがあるというのがそもそもの募集要項の日程でした。変更した内容は何かといえば、その木曜日のプレゼンテーションを11月中という曖昧な形で先延ばししたことです。つまり、10月26日に意を決して大願寺の土地を買おうと思って大竹市に申し込みをした業者がいるんです。2日後にはプレゼンテーションですね。市の幹部を相手にうちはこうするあすると、そこで自分の案を説明して、あれはどうするんかこれはどうするんか言われたらそれについて答える、それがプレゼンテーションですから、26日に申し込

んだ業者は当然28日のプレゼンに構えてる、そういう感じが当然するんですけども、それは要項が変更になったわけですからありませんよね。したがって28日のプレゼンもなく、当然事業者として選ばれることもなく仮契約もしないまま辞退したという形になってます。

応募書類を出した翌々日のプレゼンが中止になっても黙ってるんですね、この業者は。最初からやる気がなかったんかな、当然そう思いますね。しかも、25日に要項が変わって、26日に応募書類を出した業者が変更したことを知っていたのか知っていなかったのか、これさっぱりわかりません。どっちに転んでも物すごく不可解なんですね。このころは議員全員協議会、委員会の協議会もそうですけども議事録という文字に書いた記録は残さない時代でした。録音しかありません。録音は議会事務局にちゃんとあります。私この前も聞きました。

そこで、その公募が失敗といいますか、業者が辞退して、それからしばらくして29日に議員全員協議会があったんですけども、そこで当時の北地部長がしゃべってます。都市環境部長という方ですけども、そこからの説明読んでみますと、しかし、北地部長の議会説明からはそのようなことは感じられません。議員全員協議会の発言記録から拾ってみます。「10月21日から26日までの募集期間・受付期間中に開発業者から申し込みがあり、当初の予定では10月28日にプレゼンテーションを行い、事業実施者選定委員会の審査を経て、10月末までには土地売却先の決定を行うこととしていました。しかしながら、経済情勢の急速な悪化、また近隣での民間の宅地売却の話が持ち上がるなど、諸般の事情が重なったことによりましてプレゼンテーションの実施を延期しておりましたが、先般応募者から辞退届が提出されました」です。経済情勢の急速な悪化があったから応募を認めない。だから募集自体を今回やめようとか延期しようというなら私わかります。しかし、応募者があったのに、プレゼンもさせない。応募者が文句を言うかと思えば静かに辞退する。さらに北地部長はそのことをぼかしてははっきりと説明してません。

そもそも募集要項を変更したといっても、プレゼンを10月28日から11月中に行うとしただけです。11月になってそれを行わなかったのは一体どういうことなのか、それもよくわかりません。変更した理由がわからないんですから始まりませんけれども、なぜあの時期に募集要項を変更したのか、その理由をお伺いいたします。

その募集要項変更の起案書が手元にあります。これです。起案書は監理課の佐伯課長補佐兼庶務係長が起案してます。佐伯氏以外で印鑑を押してるのが土木課の平田課長、山本係長。企画財政課の政岡課長と小田係長。総務課の西岡課長と高津係長。そして主管部署から太田総務企画部長。監理課の大坪氏、小川氏の2職員。そして青森監理課長、北地都市環境部長。そして大原副市長と入山市長です。これだけの大事をしてまで募集要項を変更した理由は一体何だったんだろうか。結果としてどのような意味があったのか。物事には必ず理由や目的があります。目的が不明であることはあり得ません。印鑑を押した皆さんは、一体何を理解し何に納得して捺印したんでしょうか。

この起案書には、要旨というか目的、説明がついてます。この起案書には要旨として、大願寺地区造成地の土地売り払いについて、平成22年9月30日付で募集要項を制定し募集広告を行ったが、事情によりプレゼンテーションの日程を延期するため、別紙のとおり募

集要項の関連部分の記載を変更するものとあります。事情により——どんな事情かが私の今回の質問です。関係職員14名の印鑑が押してありますが、事情によりだけで皆さん理解したんでしょうか。募集要項変更の理由を市民にわかるように説明をお願いいたします。説明ができなかったら、この印鑑を押した14名の皆さんの個々の責任問題が浮上します。これだけは明確に申し上げておきます。

次の問題に進みます。市営住宅のガス代、これは最初に言うておきますけども、大竹市だけが特別に悪いと言って批判してるではありません。これは日本中、多分どこも同じです。だから大竹市が率先してこの問題の解決をしてほしい。

さっきの山崎議員の質問じゃありませんけれども、定住促進をするためにはいろんな要素があります。住みやすいまちというのはいろんな切り口があります。ぜひ国のやり方がいまいちだからこそ大竹市が手をつけることがあってもいい、そう思います。市営住宅問題から、まちづくりの基本を問うてみたいと思います。

住居を選べない市営住宅の入居者、市営住宅というのは1回入ると、あっちの棟がいいとかこっちへ変わりたいとか、そう簡単に移動できないらしいんですね。ですから、入ったら市営住宅を出るまでは基本的にそこにいるということが多いと思います。そういう前提での質問なんですけども、住居を選べない市営住宅の入居者がガス屋さんの言いなりのガス代を払ってる。ガス屋さんを選ぶ権利もガス代を交渉する権利も封殺されている。家主たる市はその権限も責任もともに果たしていない。民間のマンション業者だって、並んでいる2棟のマンションのガス代が異なれば何とかするでしょう。皆さんがマンションのオーナーであってですよ、こっち側に1棟こっち側に1棟並んでるとしますよね。こっち側のガスは高い、こっち側のガスは安い。絶対お客さん文句言いますよ。そしたら何とかするでしょう。行政はそれ一切しませんからね。私不思議なんですけど、今そういう状況にあります。市長は一体どうお考えなのかぜひお答えください。お願いいたします。

ガスは自由価格だから…。こういう答えがいつも返ってきます。LPガスは自由価格なんです。だから値段については自由なんです。市営住宅の入居者は、手足を縛られた状態で泳げと言われているようなものです。それは6号棟の問題にも重なります。冬になったら1カ月以上全く日が差さない。そういう部屋ができそうな気がします。それでも違法というわけではない。私もそう思います。違法ではありません。しかしそんなまちの人口ビジョンが絵に描いた餅にすぎないことは明らかです。

余談ですけど、さっきの平成22年11月29日の全協の記録の中に、売れなかったわけですから大願寺をどうする、大原副市長の答弁の中に、市営住宅建てるとかというのが入っています。別にそれを批判する気はありませんが、いろんなアイデアがあっただけな気がしません。何も山影につくらなくちゃいけないという決まりはないと思います。1カ月以上日が当たらない部屋がかなりできるんでないかと私は思います。違法ではございません。しかしそんなまちのビジョンがどうかこうとか言ってもそんなものは絵に描いた餅にもなりませんね。

6号棟は都合のいい国の交付金があったから仕方がない、私もわかります。しかし、そんな貧弱な発想しかないのかと言いたいです。他市を見れば高層の公営住宅はかなりいい

ここに建ってます。広島市安佐南区の例の土砂災害に遭った県営住宅だって、できたときには土砂法はなかったはずです。雨だって今のような降り方をしなかった。高台にあって日当たりも見晴らしも最高だった。土砂災害よりも太田川の氾濫のほうが心配される土地柄でありますからね、建築時には最適な場所だったと思います。時代はさがって異常気象の被害は受けたけど、それは結果論です。不可抗力の要素が強いと思います。

翻って御園6号棟は、あの位置に今からつくるんですね。私に言わせれば時代錯誤も甚だしいと思います。そんな発想でまちづくりができるのか。大願寺の土地売却を手伝った方のアイデアにこういうのがありました。都市ガスがないからオール電化のまちにしませんかというアイデアです。要するにLPGは高いというイメージが定着しているんですね。しかも業界の体質が災いしています。

最近、経済産業省が少し動き始めました。会ったことはありませんが、経産省の担当者は若い人ですけども、鈴木さんという人で、私は話したことありますけども、何とかしたいけん待ってくれ。いつもそういう言い方です。その経産省がある審議会を立ち上げて動き始めて、多少はホームページに記録が出るようになりましたけど、それを捉えて電気新聞という、私聞いたこともないんですけど何か電気業界の業界紙だと思いますが、これには経済産業省の発想として、賃貸住宅の物件説明にLPG料金も表示するようにするらしいという記事がありました。普通は不動産屋さんの物件説明なんかの場合に、水道公営とかガスはLPGとか、それで終わりですよ。都市ガスというのは現段階では規制ですから料金がオープンになってますけども、LPGは全く自由ですから、LPGというだけでは不十分というのは私もよくわかります。

もしそうなれば、市営住宅の公募においても白石の何棟とか御園何棟といったら、何棟と何棟はこっちのほうがガスが安いね、それじゃこっちにしようかという、そういう選択もこれからは可能というか、そういうことになっていくんだと思います。残念ながら、大竹市のガス屋さんには基本料金と従量料金の区分すら伝えてくれません。優良なガス屋さんにはそれを表明しています。経済産業省のLPG問題の分科会に登場した八王子だったかのガスさんがいるんですけども、見事に行ってますね。基本料金と従量料金分けている。それとか業者が配管設備を持ってるケース、持ってないケース。それから暖房用のガスとして大量に使うお家。それとそれ以外の全く規定外の自由契約的なやつと何種類か料金表公開してますね。そういう会社もあるんですよ。

大竹市も、ぜひそういう市営住宅を使ってそれを実現してほしいなど。経済産業省が監督官庁ですから、あそこが本気になれば何でもできるでしょう。大竹市役所がまちのガス屋さんとこに行っておあせえこうせえと言う権限はありませんから、できません。しかし、市営住宅においては家主ですから、大竹市の土地を使って商売してるわけですから、かなりのことが言えるはずですね。大竹市が家主である物件でそれができないはずがありません。1立方メートル当たりの単価掛け使用量、それに基本料金を加えたら料金が出ます。その基本料金も1立米の単価も示さない納品書や請求書というものが一体この世にあっていいもんかと思います。コンビニのレジで多くのお客がレシート捨ててますね。もったいない気もしますが、レジに間違いがないことを示す意味でお店はレシート渡します。お客

は店を信じているから見もしないで捨てる。それがコンビニのレシートです。それに比べてLPGの世界は異常です。ガスの使用量がわかっていてもガス代が計算できないんです。

ちょっと見方を変えますけども、消費者基本法という法律があります。その中に、業者の責任として、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供することとあります。同時に地方自治体に対しても、地方公共団体は消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的・経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有するとあります。消費者が消費者として当然に得べき情報が与えられていないというこのLPGの現在の状況は異常であって違法です。特にそれが公営住宅という条件と重なって、特別厳しい状況にあるのが市営住宅の入居者です。民間であれば、一戸建てであれば嫌ならやめりゃいい、変わりゃいい、いろんなことができますけども、公営住宅ですからね。

しかし、さっきも言いましたけど、市営住宅というものは、市営住宅における市の権限は絶大です。まず所有者ですね。賃貸人ですね。ガス屋さんに営業許可を与えている立場です。まずは隗より始めよ。市営住宅のガス供給の正常化、これがまちの魅力アップの第一歩になるのではないかと私は思います。直ちに取り組んでください。去年の4月ごろから言ってたかな、私はですよ。できない理由が私どこにも見当たらないんですよ。単純明快な御答弁をお待ちします。ぜひやっていただきたい。

そして、市営住宅の募集に当たっても、ガス業者の料金表もその募集の紙の中に加えてほしい、そんな気がいたします。それは大竹市にしかできませんし、大竹市であれば必ずできると思います。

以上で壇上での質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは日域議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の大願寺地区造成地土地売り払いに関する御質問についてでございます。御質問の第3回目の大願寺地区造成地土地売却事業は、平成22年9月30日に募集広告を行い、10月21日から26日までを応募受付期間とし、28日にプレゼンテーションを実施し、同月下旬に事業実施者を決定する日程としていたものでございます。このとき応募受付期間中に関心を示された業者は1社だけでした。その業者も募集に関心を示したものの、もう少し土地の購入について判断するための時間が欲しい、応募後すぐにプレゼンテーションを行い事業実施者を決定する日程では、応募は断念せざるを得ないとのことでございました。本市としても、ほかに応募者が見込めない状況の中、プレゼンテーション以降の日程を若干猶予することで応募いただける可能性があるのであれば、日程を変更したほうがよいという判断をし、募集要項を変更した上でプレゼンテーション以降の日程を変更したところでございます。その結果、その業者から一旦は応募がありましたが、最終的には辞退されたところでございます。ほかに関心を示す業者がいなかったという当時の状況では、日程の変更はやむを得ない判断であったと考えております。

また、その判断をしたときには、まだ応募受付期間中であったことから募集要項につい

でも正式に変更し、その旨を広告すべきであると判断いたしました。プレゼンテーション以降の日程を変更した事実については、議員御指摘の議員全員協議会での公募の結果の報告において説明申し上げたところでございます。募集要項を変更したという事実については、日程変更の手續の一環のことなので、あえて説明を申し上げるまでもないと考えたものでございます。

次に2点目の市営住宅LPG料金と御園市営6号棟問題についてでございます。まずは市営住宅御園6号棟の立地についてでございます。市営住宅を建設するためには、一定以上の規模の更地である土地が必要となります。市営住宅御園6号棟を建設する敷地は過去の住宅計画から準備を進めてきた市営住宅用地であり、この事業の実施に当たっては、大竹市営住宅設置及び管理条例施行規則の規定により擁壁の設置等の安全上必要な措置を講じることとしております。

次に市営住宅入居者のLPガス業者の選択や料金を交渉する権利についてでございます。市営住宅のガスにつきましても、入居者がガス業者との間で直接契約を結んでガス料金を支払っておりますので、まずは契約の当事者である入居者とガス業者との間で協議をしていただくこととなります。また一方で市は家主というべき施設の管理者でございますので、入居者の総意による申し出がある場合には相談に応じなければならないと考えております。市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものであり、本市におきましても公営住宅法等に基づき管理運営に努めております。

2月に行われた経済産業省の小委員会における資料によりますと、LPガス料金の透明化を図るため、賃貸契約を提携する前の入居予定者にガス業者名を伝え、事前に料金照会ができるよう国土交通省の協力を得て不動産仲介業者に協力を要請するとの意見が出されたようでございます。現在本市では、市営住宅へ入居する際にお渡しする入居のしおりにおいて各棟のガス業者名をお知らせしているところでございますが、さらに早い段階でガス料金の問い合わせができるよう新規入居の募集の際にガス業者の名前を明示する対応を行うなど、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

以上で日域議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 11番、日域議員。

○11番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。最初の大願寺の3回目の公募のことについてですけれども、今の市長のお話であれば、公募期間中に応募者から内々の話があって、それで28日のプレゼンはようせんけども、ちょっと待ってくれと、待ってもらえるんだったら申し込みをしたいと、そういう話があったと。そういうことでよろしいですか。違ったらどうしますか。ここに今何人座っておられるか知りませんが、このうち事情を知ってる人と知ってない人と、きれいに色が2つに分かれると私は思います。それは例えば誰が言ってくるんですか、その内々のちょっと28日はまずいけんどうって。公募というのはそんなことがありますか。

よく受付期間が終了して、それで誰も手を挙げない、そしたらしばらくはその条件で任意売却します。競売なんかそうですね。一旦入札ですけども誰もいなかったら、一定期間

そのときの金額で早い者勝ちで随意契約というのかな、あれもありますけども、公募の期間中にそんなことをすることは、これは公有財産を売る売り方として適正ですか、適正ではありませんか。今、明確に公募の期間中に応募業者と市長が内々の話をした、公の場でそうおっしゃいましたよね。だからそれが合法か違法か、誰か判断できる方がいたら答弁ください。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 市長がしたと言いましたけど、市長直ではしてないです。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑・答弁は立ってお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 日域議員、挙手をしてお願いいたします。日域議員。

○11番（日域 究） 済みませんでした。時間はいっぱいありますから。

要は、なかなか話がかみ合わんから、どっか入り口を探さんといけんわけですよ。これが1つの入り口なんですけれども、今何でもそうですよ、公が募集するというか公募したときに、誰かがこうやってくれんかいのと言ったときに、それは確かにほかにいないかもしれない、いないよねと本音では理解できても、それは一旦募集が済んでからでもできますよね。

例えば23年にエポックワンと契約したときなんかはあれですよ、要項では12月1日かな、おくれましたよね、あのときにエポックワンとアオイ不動産の会社が2社あるので社長の日程が合わなかったというんでちょっとおくれて、議会に出てくるのもおくれたと明確に記憶してますけども、あれも募集要項とは違うスケジュールだと思いますが、要項の変更なんかしてませんよね。あれは都合の悪さが何もなかったんだと思いますけども。

今の募集要項の変更をする。それが大竹市の公募に対して基本的な物の考え方の中で筋が通れば結構です。でも一部の応募者から頼まれてそれをやった。たまたま1社しかいないから、もう1社がいて、どうしたんや、プレゼンやらんのか言ったら、いや要項変えたんですって言うんですか。

市長が答えにくそうですから、太田副市長で結構です。答えてください。合法ですか違法ですか。

それと、要項を変えたら告示するんですか。要項を変えましたと、パソコンの中で文字を変えてそれで終わりじゃないですよ。世間に示すというのは告示ということでしょう。難しいことを言って非常に恐縮なんですけれども、合法か違法か2つに1つですから、どっちでも結構です。お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） まず違法という認識はございません。期間中であれ、一応の手続きはとって公告もしております。

それと、当時の状況でございます。私も判を押してる1人でございます。その中で、当時の状況というのにつきましても、今、私は副市長として、今回の答弁についての一定の関与、一定の決裁規程の中での今回の答弁を作成しております。それにつきましては、当

時の状況を私が知っているか知っていないかという問題ではなしに、現在の状況の中で各担当事業課の意見を踏まえ、こういう方向で答弁する、それを認めているものでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 手続は踏んでますよね、もちろん。ちゃんとここに起案書に皆さん判押してるといことですから。それは問題ありません。

しかし、応募者がいて、市役所の中の「おいこれは誰も来そうにないで」って、「何とかせんといけまあ」って言って、じゃ例えば向こうから要望がなくて、「うちら忙しいて28日言われたらようせんけど、もうちょっと時間がありやあ何とかできんことないんやけどね」って業者がひとり言をぼやいたと。それを聞いて、「おいおいあいつらああやって言いよるんやけど、やろうか」っていうのだったら手続を踏めばオーケーだと思います。業者に言われてするというのはですね、私も今ここじゃ結論出せませんけれども、余り芳しくはないですよ。だから北地部長もあるとき何も言わなかったんだらうと思います。

もちろん、これにはもっと前の出来事があるんですよ。もともとは私聞いているのは、無理やり頼んだと、これは私もう大分前から聞いてます。ああいうことをやろうと思ったらなかなか大変なリスクというのか、いろいろあるでしょうから、やろうと思ったけどやる気がなくなったり、やりたい人がいたけど、やるなと言うやつがたくさんいたら会社の方針としてはできませんから、そういういろんなことがあって、やるんやら、やらんのやらわからんと。

市長は一生懸命演技されてますけども、記憶は全然薄れてはないと思いますけども、まあいいや、これは違法性はないということでもいいんですか。大竹市は公募するとき内々で接点があるわけですね。あることもある、ケース・バイ・ケースですね。

実を言うと今のある職員さんから、起案書に書いてないから理由は何かねって聞いたら、業者からそう言われたみたいですよっていうのは知ってました。でもそのことがここに書いてないから、書きにくいから書かないんだらうな。事情によりじゃわかりませんよね。事情によりというんだから理由がないわけですからね。辞退届はいつ大竹市が受領したかわかりますか。

○議長（児玉朋也） 監理課長。

○監理課長（香川晶則） 平成22年の11月24日に提出されています。

○議長（児玉朋也） 11番、日域議員。

○11番（日域 究） 誰が誰から受領したかわかりますか。これを出した人は申し込みと辞退を同時に出したと言ってるんですよ。これはずっと前から私聞いてます。

要するに、このとき応募した会社名は公式には出てませんが、資本金50億円の会社ですよ。資本金50億円で東京に本社があって広島に支店があるという開発会社ですね。その支店長が出したり引っ込めたりしたら首が飛びますよ。無理に頼まれてそれやったんでしょう。というふうに私は聞いてます。私いせんから聞いた話しかできませんけども。

私もあちこちのやつを調べましたけど、大竹市は買うと言ってやめたと言っても何のペ

ナルティーもないんですよ。ほかのまちは結構、言ったらそのとおりに売ったり安く買い戻すとか、ペナルティーを加算されるとか、そういう手順があるんですけども、大竹市はないんですよ。自分だって出しゃよかったと思うぐらい、よく考えたら出すの自由なんです。なぜか知りませんよ。こういうときにこういうことやりやすくしてあるんかもしれません。でも、一般的に考えたら、何億という物を買おうと申し込みしておいて、後、「いや、やっぱりやめるね」ってやめたら、そりゃ損害賠償も起こるかもしれません。普通そんな大きな会社がそんなばかなことしませんよね。だから同時に出した、24日という日付は誰が書いたか知りませんよ、最初からなってたかもしれません。しかし、その人はいつどこで誰に出したと言ってるわけですから、この中にも当時渡した相手の人がたくさんおられます。とにかくまあそういうことなんでしょう。でも今回の目的は、相手から言われて要項を変更しましたという話をもらいましたから、それで私は満足いたします。

これで終わります。

次いきます。市営住宅の話です。さっき小委員会のことを丁寧におっしゃっていただいたんで、私よりやっぱり市役所の方のほうが詳しいんだなと思ってます。結局、大竹市役所の中で弁当の業者が何社も入ってますよね。値段も違う、中身も違う。自由競争で売ってるじゃないですか。あれLPGガスと何の違いもないんですよ。極端に言ったら、よく知ってたんですよ、1個残って、もう売れそうにないのがあってですよ、1時くらいになって、「半値で買わん」って「いいよ」って、それもありですよ、多分。

要するに、自由価格というのはそういうことです。LPGもそういうふうに、自由になってるわけですよ。その自由というのは自由であることを担保して初めて機能するんですよ。今市役所の中に入り込んで、そこで商売をしているガス屋さん、あの人たちに悪意があるとは思えませんが、あそこまで金額が違えば問題になってしかるべきですけども、これが残念ながら公共料金という電気やガス・水道の今までのやり方の学習効果というか、それに染まっていますからね。ガスは皆一緒やろうと思ってたんでしょうね。私もそういう気がします。よく考えたら違うんですよ。

でも、違うんですよと言いはじめてから、さっき総意という言葉がありましたけど、弁当買うときに、例えば福祉課の総意もくそもないですよ。皆さんが一人一人が買うわけじゃないですか。もちろんガス管はつながってますから、Aという会社のガス栓がつながっている入居者が、「わしはBがええ」と言うても、それは物理的に不可能でしょう。

だけど、やっぱり極端に言えば個別に金額が違うこともないことはない。ただ、それやると大変ですから、まとめていね。そもそもが集合住宅というのはガス屋さんから見たら多分効率は悪くないんですよ、まとまっていますから。一軒一軒ポンベを取ったり外したりすることを考えたら非常に効率はいいはずですよ。ただ、空き家がたくさんあると困るとは言っていましたけど、そんなに多くの空き家があるとも思いませんしね、そんなに割が合わない世界ではないと思います。無理を言ってるわけじゃないんですよ。

この話の中で1つ気になるのは、自由化したらガス代が下がると思ってる人もいます。それはひょっとしたら間違いです。電気もそうですよね。来月から自由化になります。電

気が下がると思っている、これは賢くない人たちですね。割の合わないお客は上がる可能性がありますよね。今、電力業界が取りに行ってるのは、いいお客さんですよ。電気をかなり使う、コアという言い方をしてますけども、そういうところを狙ってるんであって、電気をちょっとしか使わん人は当然赤字ですから、それは欲しくないよね。今度完全に自由化になって何年かありますね、現在の継続する期間があるんでしょうけども、それが終わったら、そういう人たちの電気代は上がるんじゃないかなと、私はそう考えてますが、それはそれとしてですよ、総意でもって、そしたら市役所が音頭を取って、何か家主としてですよ、間をとって交渉する場を設けるとか、そういう労をとっていただけるものですかね。皆さん方の管理する中での出来事ですからね。いかがでしょう。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（下隠俊作） 以前27年10月の決算特別委員会においてもですね、本日の答弁の中でも、入居者の総意による申し出がある場合には相談に応じなければならないというふうに考えているということを申し上げました。今の段階で、ガス料金につきましては、入居者さんがガス業者さんとの間で直接契約を結んでおられますので、ちょっとどのような相談に乗れるかというのは今後考えていかなくはいけない内容なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） どうもやる気がなさそうな気がしますけどもね。要は、例えば私がガスを買ってると。どうも難しいんじゃないかねと言えれば相談に乗るという相談で結構です。相談じゃないです。大竹市が管理している市営住宅という賃貸物件があつて、その中でAさんとBさん、ガス代がえらい違うじゃんって問題になってるわけですから。そのときに相談があつたらって言えますか。ちょっと課長の考え方がどっか間違っているような気がするんですけども。

例えば、さっきも総意って全員じゃないという、若干1名や2名欠落があつたみたいですけども、何か文書届いたんでしょ。大多数の人間が何とかしてくれと言ってるわけですよ。それを無視したんじゃないでしょ。双方来てもらって、そこで課長が真ん中にいて話を聞いたらいいいじゃないですか。ガス屋さんにはガスさんの事情がありますよ。これで目いっぱいと言うかもしれませんよ。それはあり得ますから。私は業者が悪いと言ってるんじゃないですよ。そういう意味じゃなくて、要するに自由なあれですよ、やったらいい。広島ガスプロパンの大竹の店がこの前廃止になりましたよね。あれはなぜかと言ったら、大竹から撤退したわけじゃありませんよ。大竹から撤退するんじゃないで、コストを下げて、要するにコスト競争力を上げるためにですよ。これだけ携帯電話があつて、車があつて飛び回ってる世界で、何も事務所がなくても十分カバーできると思えば、事務所閉めますよ。そういうところが価格競争力を持ってきたときに、それに対抗できなかったらある程度は仕方がないと思いませんか。それはお客さんが決めることですよ。わしは地元が好きじゃけん、ちいと高くても買うという人がいたら、それはそれで結構。さまざまですよ。それを市が市営住宅の中で自由な競争ができるようにならないというのはおか

しい。

それから、いつか課長もおっしゃいましたよね。あのときも私言いましたけど、市が買うんじゃないから入札もできんと言われました。何度も私そのときに言いますけども、学校給食の牛乳は入札やってますからね。きょうさっきの山崎さんでしたね、給食費のことがありましたけど、食材は保護者負担ですね。学校給食の牛乳の入札というのは、広島県の教育委員会の立ち会いのもとに、どこかしらでやってるらしいです。私見たことはないけども話は何度も聞きました。広島県の歳入歳出に一切関係ありません。でも、そうやってものを決めてます。

そもそも、そんなことまでしなくていいわけですよ。皆さん決めてやりや簡単な話じゃないですか。なぜこんな簡単なことができないのか。これができなかつたら何もできませんよ。ぜひ何かもう一步前へ進んだ御答弁をお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 答弁をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長（下隠俊作） 今の総意の話でございませうけれども、総意という中で、要するに住民同士で苦情が出なければよいというふうに考えておるところでございませう。

現状といたしましては、お一人お一人が各ガス会社さんと契約されているということを考えますと、理想的には全員の総意があれば一番いいとは思ってます。その総意に基づきまして、市のほうに申し入れがあった場合は相談に乗っていきたいということでございませう。

以上でございませう。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 都計課長をいじめるために私ここに立ってるわけじゃないんですけども、もうちょっと、もっと上の方どなたかコメントありませんか。

今すごい発言が課長からあったんですけども、多分答えずらいんだと思います。苦情が出なかったらいいという今の発言は、下手すると命取りになりますよ。苦情がなかったらええ、お前らそんなことで市役所やっとなんか言われますよ。まあそれはいいですけども、そういう問題じゃないでしょう。もっと広く視野を持って、一般原則を踏まえた上で、だから大竹市はこうしたいって誰か言いなさいよ。社会へ出たら皆さん立派な肩書ですよ。部長だ課長だ、市長だ副市長だ。こんなことも答えられないんですか。おかしいでしょう。苦情がなかったらええと考えてます、それで終わるわけにはいきませうよ。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 確かに苦情があつてからの対応というんでなくて、ガス料金につきましては、現在の料金は恐らく業者さんがガスステーションを設置して、そのインフラ費用も踏まえてのガス料金になってると思っております。今度料金を変えましようとしたときに、その料金は、果たして別の業者さんが新たにインフラ整備して料金設定したときに、その額が今の額よりも高いか安いかわからないのも現在わかりませう。

さらには、高くても今の業者さんよりよその業者さんがいいという方もおれば、いや高くなるんなら変えなくていいという人もおると思ひます。さらには、その業者さんに対し

てそういった相談も事前にして、額の確認もせないけんし、果たしてそれが10年、20年同じ額が続くんかといえば、またそれも不正確な問題です。

そういった問題も踏まえまして、あと総意の話ですけども、現在、管理組合とか各号棟ごとにはそんなものがございませんので、総意をもらうというのはかなり困難なことであろうかとは想像はできます。そうした場合、ちょっとこれも不確定ですが、今後の課題としましては、そういった総意に当たるようなものと捉えられるような要綱を決めてあれば、それを総意と捉えて市としても動けるような状況になるのではないかと考えておりますが。現在は、そういったくらいしか返答できません。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 日域議員。最後です。

○11番（日域 究） はい。少々がっかりしましたが、それしか言えないのかな。私の尊敬する大和部長がおっしゃったんで、とりあえずそこまでにします。

ただ、今課長とお話した後の部長のお話のほうが細かなディテールに入ってるんですね。設備がどこまであるとかないとかありますけども、それは全部が全部市のもんじゃないと思います。ただ、よくあの業界で言う配管がどうかこうとかという部分は、もちろん市役所のものだと思います。ないはずですよ。当然ガス屋さんの持ってくるべきものはあそこについてますけども、それは業者変わったら取りかえるんでしょうね。それは、あの人たちが取ったりやったりやっていますから、なれたもんですよね。どうってことはないと思います。ついてるからといって保安基準が変われば取りかえますしね。それはそんなもんだと思いますが、何はともあれ、家主である市がこれ以上物事を放置しておく、お金払う払わないという話にもなりかねません。今は中だけでやってるから、余り大きくなってませんが、これから、どうかなったときにどうなるんだろう。そのときにですよ、言い方かえたら、トラブルを起こしたら、やっと市が重い腰を上げるのかな。道路でもよくあるじゃないですか、人がけがをしたらすぐやるんですね。この前私が電話一本したら、東栄舗装してくれましたけど、そのせいかどうかは知りませんよ、私が言い出しっぺじゃありませんけども、あれも何かけがをしたという話が若干ありましたけど、トラブルがあったからするんじゃないかと、トラブルが起こりそうだったら事前に動く。そのほうがいろんな意味で経済的ですし、市民の満足度も上がりますからね。

今は答弁期待してないわけじゃありませんけども、私がしゃべった後にもう一回ありますから、ぜひですね、結論は出ませんよ。しかし、できない理由を並べるんじゃないかと、あとは話すけん来てくれと。ちゃんとしましよと。経産省が、大竹市でこんなことやるとるか、おもしろいじゃん、わしらもあれを見習おうというぐらいのことをやったらいいじゃないですか。莫大な市営住宅抱えとる大きな自治体と違って、そんなたくさんないわけですから、やりやすいですよ、大竹市は。ぜひそれをやるぐらいの気概を持ってほしいと思います。終わります。何かあったら一言お願いします、最後。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 何らかの対策は御相談に応じるということですね、またお互い入居者の方々と一緒になって考えていこうと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） この際お諮りいたします。一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日

はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって一般質問及び総括質疑は、次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明日3月10日は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって3月10日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

お諮りいたします。本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

3月11日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時32分 延会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月9日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会副議長 田 中 実 穂

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓